

20. (社) 日本タイル煉瓦工事工業会

(社会保険加入促進計画)

社会保険等加入促進計画

平成 24 年 10 月 1 日
(社)日本タイル煉瓦工事工業会

【団体の概要】

団体名 : 社団法人日本タイル煉瓦工事工業会

代表者名 : 会長 中川 徳治

所在地 : 東京都新宿区市谷田町 2-29 こくほ 21

会員数 : 団体会員 タイル煉瓦工事業組合 19 団体 法人会員 8 事業所

主な業種 : タイル煉瓦工事業

建設業許可分類 : タイル・れんが・ブロック工事業

1. 基本方針

社会保険等の未加入対策として、未加入企業、未加入労働者への加入促進の実効性を確保するには、行政、元請企業、下請企業そして直接施工に携わる建設労働者等が一体となってそれぞれの理解と協力のもとに推進をしていくことが必要である。

日夕煉は下請である専門工事業者の責務を果たすべく、タイル煉瓦工事業者からなる業界団体の中央団体として、団体が取り組むべき対策、所属の正会員（以下会員団体・会員企業）が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

建設業許可をもつタイル工事業者の多くは中小零細企業であり、公共工事又は民間の大型工事等のタイル工事は元請業者等から主に経営規模の大きなタイル工事業者が工事を受注する。大方のタイル工事業者は零細な事業所で法人形態を有している場合は少なく、殆どが二次三次下請でありその経営者役員等も実質的に労働者の身分を有している。また現場において直接施工を行う作業員はタイル張り技能士の資格をもつ技能労働者であるが、タイル工事業者とこれら技能労働者は直接雇用関係にあることは少なく、殆どが請負である。また、請負契約を結ぶタイル技能工である作業員は一人親方であることが多い。保険加入の促進を図る上ではこのようなタイル工事業界の実態に即して進めていくことが重要と考える。

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられており、未加入企業、未加入者が利する環境にならないよう配慮すべきは当然である。従って、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期段階において、法令遵守の実効性が上がる措置の一斉適用が必要であるが、同時に、拙速に適用することにより現場での混乱を招く事が予想される事項については、業界の現状に充分配慮することが必要である。

行政に対しても法定福利費の確保、さらにはダンピング防止対策の強化へ主導的な取組とあわせて、タイル工事業界の現状に対しての理解と配慮を求めていく。

また、技能労働者の処遇及び労働環境の改善により人材確保を図るという目的の一つに照らし、前記措置の一斉適用の時期に合わせ、社会保険等の原資である法定福利費及び労務費が、末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築について十分な検討と検証が必要である。

以上の考えに立ち当会は社会保険等の加入促進を図る。

なお、一定の時期に会員団体並びに会員企業に対する社会保険等の実態調査を行い、その結果に基づき本計画の見直しを行うこととする。

2. 取組の内容

(1) 期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

(2) 団体が取り組むべき対策

①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

- ・建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、建設現場において直接施行に携わる下請専門工事業者の立場から、効果的な取組や周知啓発の方法、さらに実効性のある対策について意見具申する。

② 社会保障制度、社会保険等の仕組み及び必要性の宣伝教育

- ・社会保険等の加入促進を図るには、その前提として関係者が社会保障制度、社会保険制度等の仕組み、必要性を十分に理解する必要がある。当会は、まず会員に対する、社会保障制度、社会保険等の仕組みに係る宣伝教育に努め、会員の社会保険等に関する意識の改善に力を注ぐ。

③ 会員への周知

- ・社会保険未加入対策に関するパンフレット等PR素材を活用し、団体のHPや広報紙を通じ、保険未加入問題及び対策に関する啓蒙を図るとともに、会員団体、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。
- ・未加入の場合であって、社会保険適用除外の一人親方を含む個人事業主、適用除外の個人事業所に所属する技能労働者等及び適用事業所に使用される技能労働者であっても本人が適用除外の承認を受けている場合は、医療保険については国民健康保険または国民健康保険組合、年金保険については国民年金への個人加入を指導するよう会員団体及び会員企業に周知する。

④他の専門工事業団体との連携

- ・(社)全国タイル業協会と連携し、タイル工事業者の保険加入状況を把握するとともに連絡調整を図り、協力して加入促進の施策を検討し推進を図る。

⑤ 法定福利費の確保

- ・(社)全国タイル業協会と協同で、法定福利費を内訳明示した業界統一基準の標準見積書を作成し、会員団体、会員企業に対しこの標準見積書活用の徹底について周知する。
- ・会員団体、会員企業に対し、請負工事契約に当たっては、請負工事着工前の書面による適正な見積・契約の徹底について周知する。
- ・元請団体及び企業に対して、下請企業の提示する法定福利費が内訳明示された標準見積書を尊重し、適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施について要請するとともに指値発注の是正、適正契約の徹底について

要請していく。

- ・タイル工事業者は経営基盤の脆弱な小、零細規模の事業所が大多数であるので、元請団体及び元請企業に対し下請企業に対する適正な下請代金の支払の確保について特段の配慮を要請していく。
- ・傘下の会員団体、会員企業に対して、請負人に対する請負代金の適正な支払について特段に配慮するよう周知と指導にあたる。

⑥ 適正工期の確保

- ・適正な工期の設定は、公衆災害や労働災害を防止し労働環境の悪化を防ぎ、結果として良好な雇用環境の確保につながるだけでなく、国民や発注者に対し、タイル張り工事により生み出される建設生産物の安全性・品質を確保する上からも極めて重要である。そのため、元請団体、元請企業等に対し適正な工期を確保すること、また、着工等の遅れが生じた場合は、再度検討し適正な工期の設定を図るよう要請していく。

⑦ 工事発注の平準化

- ・工事竣工が年末年度末に集中する状況は、工期の遅れを招く要因にもなり、適正な工期の確保の阻害要因にもなっている。そのため、全国全ての発注部局及び民間発者において、工事発注の平準化及び発注者に起因する着工遅れの解消、並びに適正工期の確保がなされるよう国、地方自治体等に対し指導徹底を求めていく。

⑧ ダンピング防止対策の徹底

- ・過度な低価格受注は、下請業者への発注価格の低下を招き適正な法定福利費の確保を阻害するばかりではなく、経営基盤の脆弱なタイル工事業者においては、適正な労務費の確保もままならない深刻な経営状況に置かれている。そのため、業界を上げてダンピングの是正に取り組むとともに、国、地方自治体、元請、発注者に対し、ダンピング防止対策についてさらなる方策の推進を求めていく。

⑨ 一人親方対策

- ・社会保険加入促進に当たり、会員団体及び会員企業に対し、職業安定法等関係法令に基づく請負・雇用の適正な労務関係の在り方について周知徹底をはかり、非自発的な一人親方の発生につながる偽装請負の禁止、請負・雇用の適正なルールの周知徹底に努める。また、会員である現状の一人親方に対しては（２）②に記載の対策を含め請負・雇用の適正なルールについて周知を図る。

⑩ 保険加入状況の調査

- ・会員団体及び会員企業に於ける保険加入状況実態調査を実施し、情報の収集に努めるとともに、実態に即し実効性のある加入促進の成果を上げるため、本計画の推進と見直しに反映させる。

(3) 会員団体及び会員企業が自ら実施すべき対策

① 会員団体に於ける推進体制の構築

- ・本計画の実効性を上げるため、会員団体である各組合団体は社会保険未加入対策に係る特別委員会を設置し、社会保険未加入対策の推進に向けた体制を構築する。

② 保険加入状況の確認及び指導

- ・会員団体にあっては、傘下組合員事業所の保険加入状況の実態調査を実施し、未加入者に対しては適用基準に則し保険加入を指導する。
- ・会員企業及び会員団体傘下組合員事業所にあっては、元請企業等が行う建設現場への入場者（技能労働者）に対する社会保険等の加入状況の確認に協力する。

③ 法定福利費の確保

- ・会員企業にあっては、元請企業等との見積・契約に当たっては法的福利費の内訳が明示される団体指定の標準見積書を活用し、適正な法定福利費の確保の徹底を図る。また、会員団体にあっては、傘下組合員事業者に対し指導の徹底を図る。
- ・会員企業にあっては、請負契約に当たっては契約者に対し法定福利費の別枠確保の徹底について充分配慮する。会員団体にあっては、傘下組合員事業者に対し指導の徹底を図る。

④ 社会保険等の未加入者排除について

- ・平成29年度以降、社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階で、社会保険等の未加入企業との契約の禁止や、未加入作業員の現場への入場が制限される社会保険未加入者の排除の方針が示されていることを真摯に受け止めるとともに、拙速な対応を戒め、経営に支障の無いよう混乱の回避や過度な負担が生じないよう十分な準備対策を図る。

21. 全日本板金工業組合連合会

(社会保険加入促進計画)

2012年10月4日

社団法人 日本建築板金協会

全日本板金工業組合連合会の加入促進計画 →①日板協・全板連

1) 団体について

〈団体名〉社団法人 日本建築板金協会

〈代表者〉会長 / 理事長 石本惣治

〈所在地〉〒108-0073 東京都港区三田1丁目3番37号 板金会館内
Tel. 03-3453-7698

〈会員数〉8,945(2012年4月1日現在)

〈主な業種〉建築板金加工業及び建築板金工事業

2) 基本方針

「社会保険未加入対策協議会」の申し合わせに則り、我々建設産業従事者の地位向上、生活基盤の安定、技能労働者と若年労働者の確保に向けて、行政・元請企業下請企業・建設労働者一体となった、公平且つ健全な競争環境を構築していく。これらにより、住環境の品質・安全・安心の確保を行ない、一般消費者の要求に応えていくものとする。

しかしながら、当「社団法人 日本建築板金協会」会員の建築業での位置付けは、2～3次下請けが大半であり、「屋根施工」という歴史的・技能的にも重要な部位を受け持ちながら、その地位は低く、需要と供給という経済理論からもかけ離れた賃金体系の中で、後継者の育成・確保にも苦慮し、このままでは日本の伝統「匠」の世界の崩壊にも成りかねない瀬戸際にきているといっても過言ではない。

その為にも適正利潤の確保を念頭に置き、社会保険加入促進もさることながら、
①「登録基幹技能者」の評価・活用とインセンティブの付与と更には法規制化の促進
②ダンピング対策
③重層下請構造の是正

これらは我々のみの団体での解決は非常に困難であるが、地道な活動を行うことにより、自ずと保険加入は促進される。
又、これらの解決のための諸施策と計画を立案し、その実施とフォローを行うものとする。

3) 社会保険未加入実態調査分析

①調査時期

2012年8月実施、対象は全組合員(8,945事業所)、カバー率52%

②事業所の構成

①事業主・家族のみ	49%		74%
②従業員 1～5人	39%	→	20%
③従業員 6～9人	7%		4%
④従業員 10人以上	5%		2%
	100%	(52%→100修正)	100%

★事業主・家族のみが49%であったが、実態調査報告未提出事業主が48%の中で大半が「事業主・家族のみ」と思われる(執行部ヒヤリング)
これをカバー率100%調整すると

★何れにせよ家族のみ及び従業員5人迄で90%前後の、中小零細企業集団

☆調査内容の反省

- i) 先ず、法人/個人別に分類
- ii) 従業員構成を5人未満と5人以上に(1～3～5人迄で質問)
- iii) 年金: 未加入欄を現在受給と実未加入に分類

③雇用保険

★法律上(従業員1人以上)適用であるが未加入は10%とみる

④医療保険

★無回答26事業所を記入モレか未加入かの判断はあるが、略100%加入とみる
(市町村国保加入者の対応を如何に扱うか?)

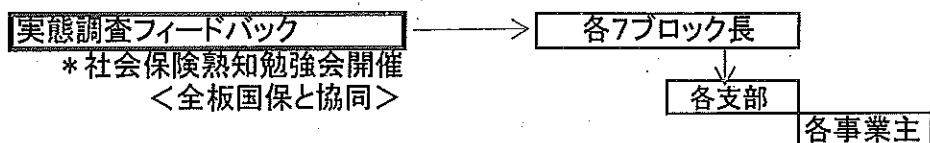
⑤年金

★未加入・無回答7%であるが、未加入で現在受給者をどの程度と判断し
個人事業主・家族での未加入者の把握

<実態調査表別紙>

4) 社会保険未加入者への自主的取組

① 自社(自己)の立場を理解させ、法律上加入義務があることを認識させる(再徹底)



② 会員へ当会発行「板金新聞」(毎月発行)を通じ、未加入対策を周知

* 第一弾として、9月号にて国交省「建設産業の再生と発展のための方策2012」を紹介

③ ゼネコンと直接関係にある事業主(少ないが)への趣旨徹底とフォロー

5) 社会保険未加入促進計画

年度	計 画 内 容	主 管
2012年/下	☆社会保険加入徹底及び勉強会 i) 実態調査フィードバック(各7ブロック) ii) 各都道府県組合への徹底	正副理事長会議 本部・各事務局
2013年	☆社会保険加入徹底及び勉強会 i) 各支部及び小規模事業者への徹底と 問題点の抽出 ☆大手事業者のゼネコン(ファブ)との関係実態調査	各事務局(本部)
2014年	☆第二次未加入実態調査 ☆非組合員対策 ☆超小規模事業者対策	本部・各事務局 本部 本部・各事務局
2015年	☆総合フォローアップ	本部
2016年	☆総合フォローアップ	本部

★今年度・及び来年度の推進(問題点抽出)の中で、更なる変更・
 具体策がでた段階でその都度織り込む

★節々で正副理事長会議・全国理事長会議に報告・検討を行なう

建築板金業者「社会保険加入」 現状アンケート調査

社団法人日本建築板金協会

		組合員		提出					組合員		提出					
北海道		502	157	157	31%	31%	西部	滋賀県	88	71	1186	81%	81%			
東北	青森県	243	42	370	17%	27%		京都府	202	149		74%				
	岩手県	221	23		10%			大阪府	301	238		79%				
	秋田県	202	18		9%			奈良県	55	40		73%				
	山形県	242	89		37%			兵庫県	202	173		86%				
	宮城県	221	93		42%			和歌山県	63	26		41%				
	福島県	231	105		45%			岡山県	71	71		100%				
関東甲信越	茨城県	195	82	917	42%	38%		広島県	169	113		67%				
	栃木県	135	10		7%			鳥取県	90	90		100%				
	群馬県	180	72		40%			島根県	121	121		100%				
	千葉県	170	145		85%		山口県	106	94	89%						
	埼玉県	156	83		53%		四国	香川県	110	41	171	37%	52%			
	東京都	455	172		38%			徳島県	35	20		57%				
	神奈川県	253	63		25%			愛媛県	95	37		39%				
	山梨県	72	14		19%			高知県	91	73		80%				
	中部	長野県	308		122		1391	40%	66%	九州	福岡県	229	51	440	22%	60%
		新潟県	510		154			30%			佐賀県	88	88		100%	
静岡県		302	195	65%	長崎県	81		81			100%					
愛知県		523	66	13%	大分県	77		28			36%					
岐阜県		313	206	66%	熊本県	103		90			87%					
三重県		172	150	87%	宮崎県	80		45			56%					
富山県		365	332	91%	合計	8945		4632 件		52%						
石川県		203	205	101%												
福井県		237	237	100%												

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

			労働保険		社会保険	
事業所	常用労働者	就労形態	雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には 介護保険料を含む)	年金保険
法人	1人	常用	雇用保険 (事業主負担 1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)
	—	日雇	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 又は協会けんぽ (日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)
	—	役員	—	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)
個人事業主	5人	常用	雇用保険 (事業主負担 1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)
	4人	常用	雇用保険 (事業主負担 1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)
	—	日雇	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 又は協会けんぽ (日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)
	—	一人親方 事業主	—	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。

(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

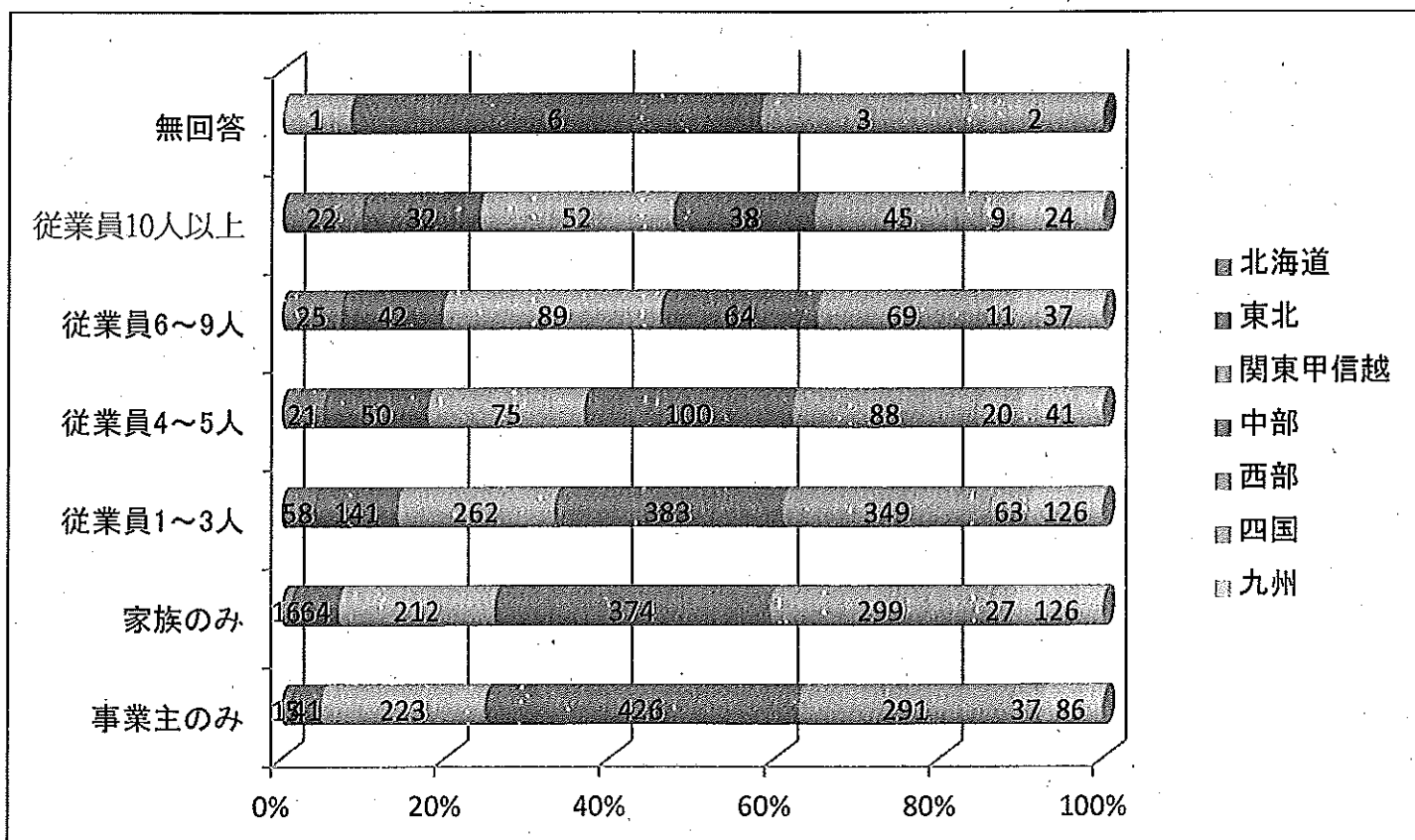
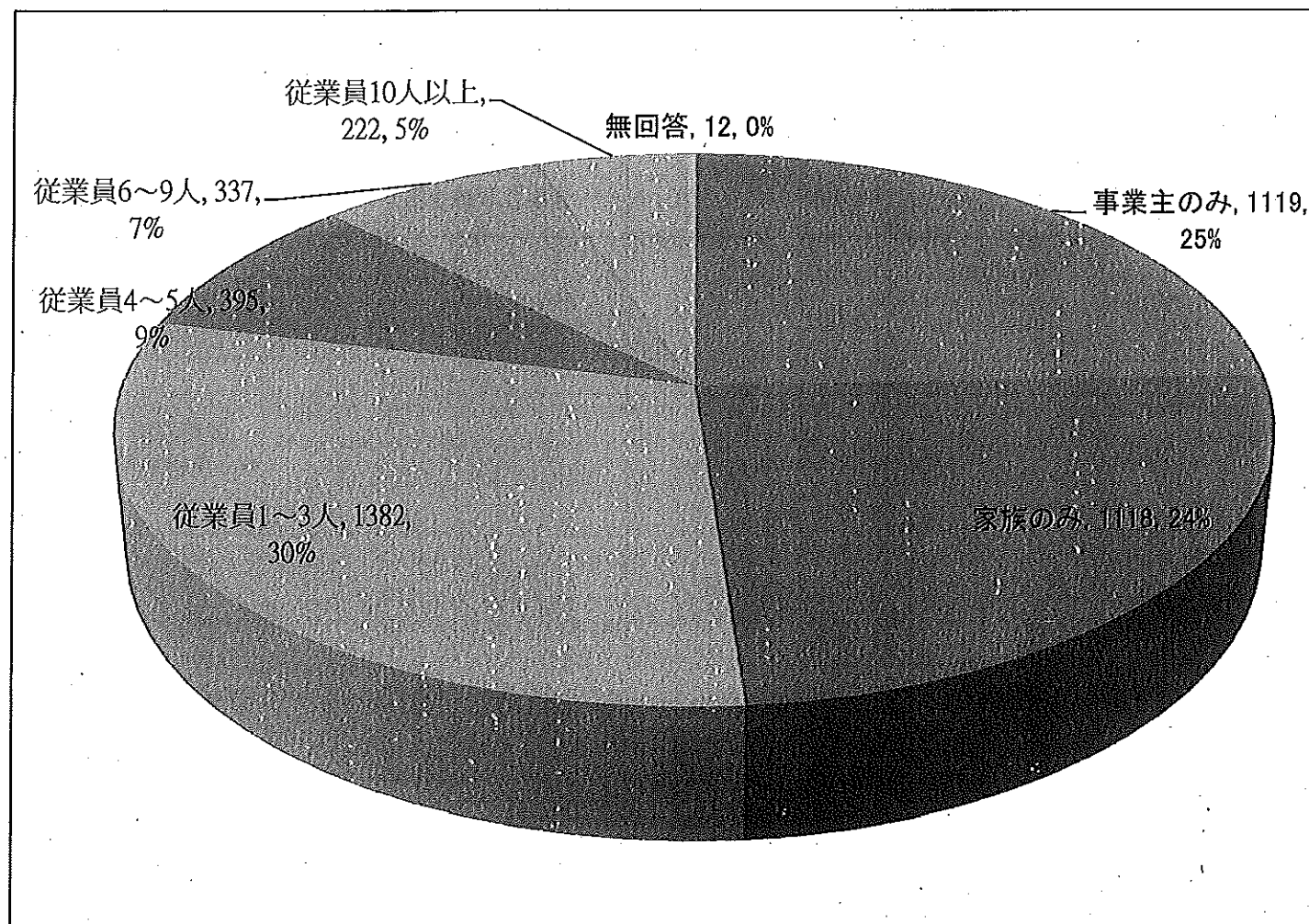
※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

※3「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

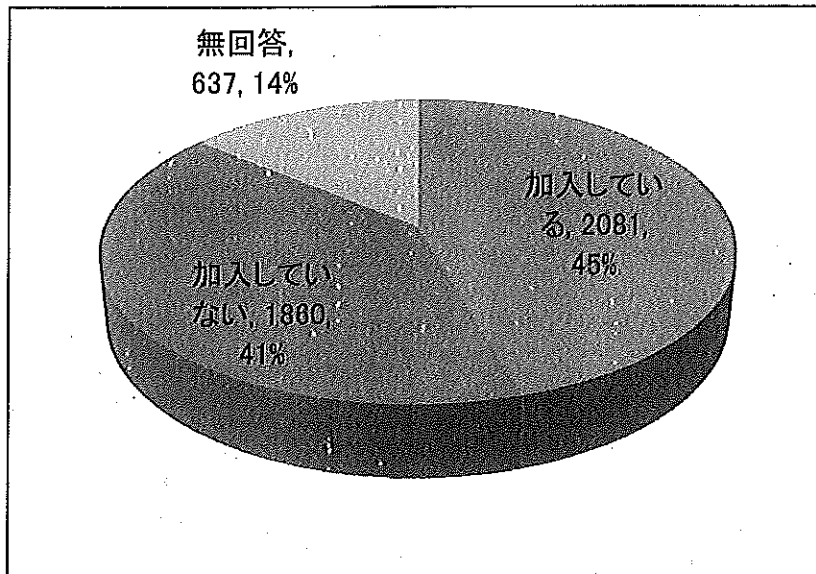
 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

 事業主負担がない部分

事業所の構成について

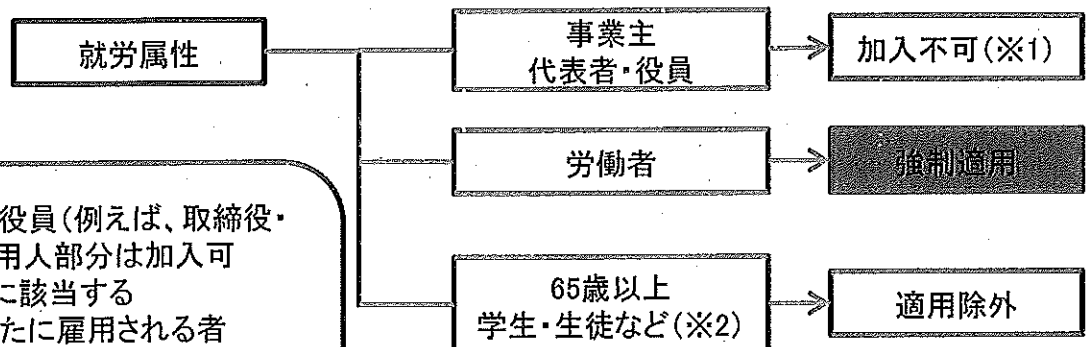


雇用保険の加入について



従業員5人未満では加入できないとおもっていた
 従業員がいないため
 従業員がいる時は加入している
 従業員が安定していないため
 従業員が必要ないと言うから
 従業員は0だが、手続きは継続している
 心配ないため
 親族経営のため
 正規の雇用をしていない
 正社員でないため
 専従者なし
 専従者のみ
 全員が一人親方
 全員役員のため
 知らなかった
 定年はないので
 定年後の高齢者
 適用除外
 同族会社なので

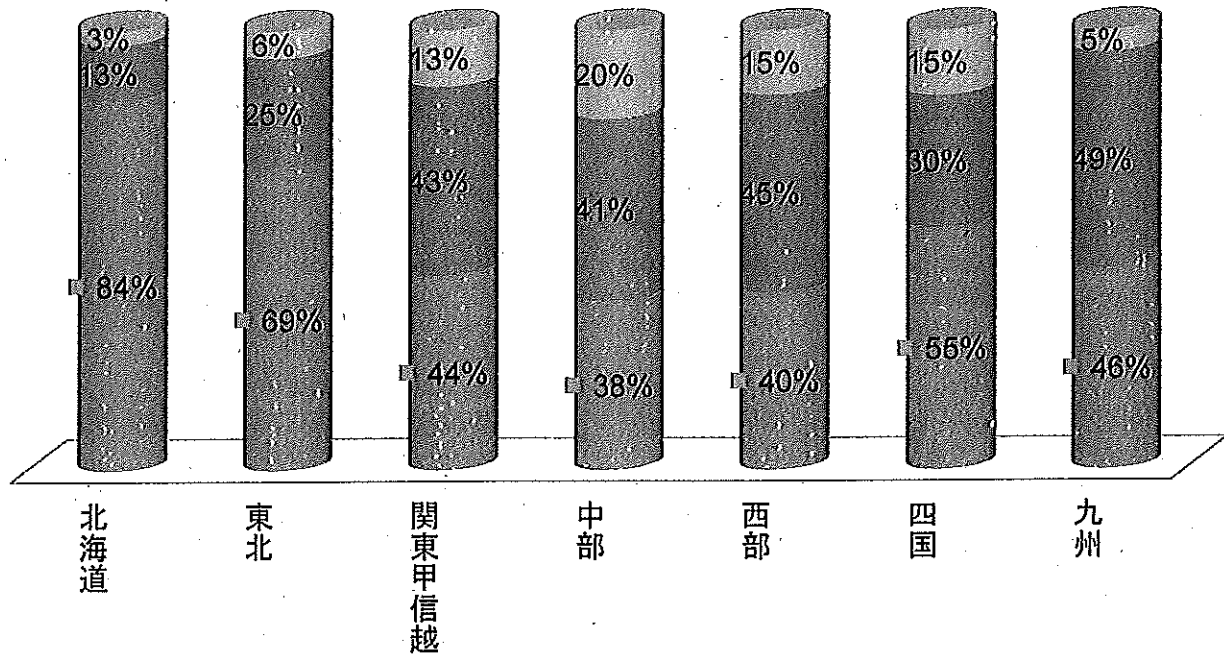
あまり意識がなかった
 アルバイト・パート・バイト、日雇いだけ
 応援職人は外注している
 加入予定
 家族のみの事業所。
 中小企業年金に入っているため。
 家族経営のため
 会社組織ではないので、いらなかった
 外注扱いにしている
 掛けられない
 季節労働者のため
 休業中
 近々加入予定
 経済的に無理
 個人経営で赤字だから
 個人事業者に日雇いとして来てもらっている
 個人事業所のため
 雇用の予定がない
 雇用保険に加入しなくても、雇用できる
 考え中
 高齢で対象外
 高齢のため
 仕事が不安定で一定していない
 資金的に厳しい
 失業しないから
 手続きの仕方がわからない
 手続き中
 内容がわからない
 廃業間近
 繁忙期に手伝ってもらっている
 必要がない
 普段は従業員がいないため
 法人でないから
 役員、親族経営のため
 冬場が仕事がないため



※1 ただし、使用人兼務役員(例えば、取締役・工事部長)について、使用人部分は加入可
 ※2 下記が適用除外者に該当する
 ・65歳に達した日以後新たに雇用される者
 ・1週間の所定労働時間が20時間未満である者
 ・31日以上継続して雇用される見込みがない者
 ・大学や専修学校の学生・生徒等であって厚生労働省令に定める

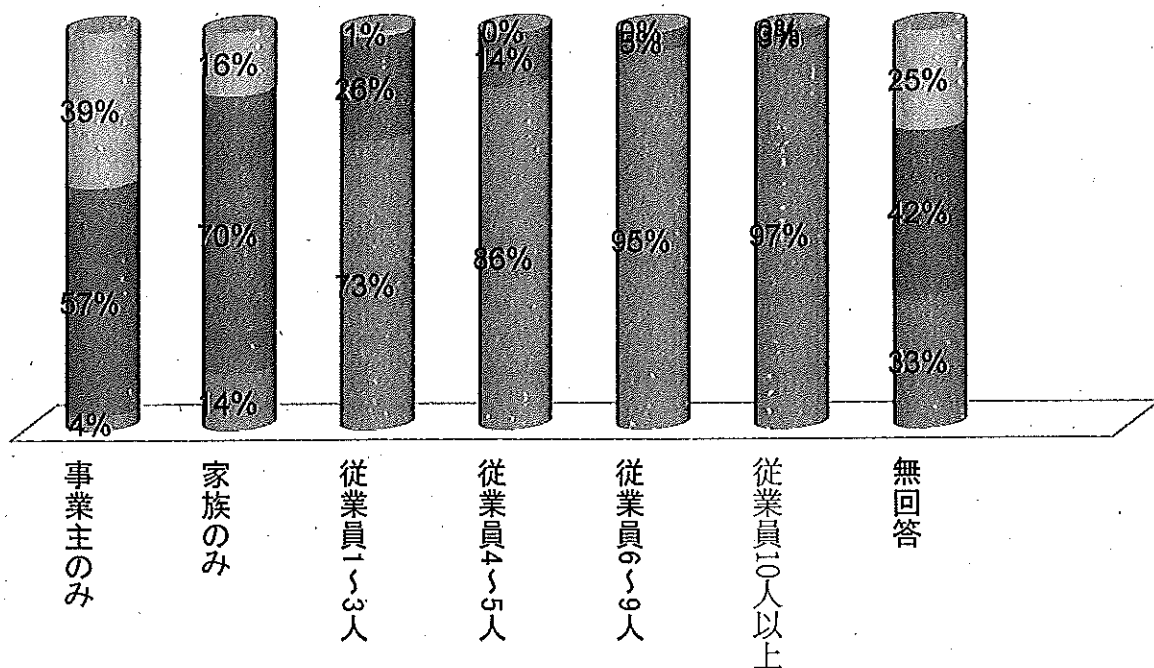
(ブロック別) 雇用保険加入状況

■ 加入している ■ 加入していない ■ 無回答

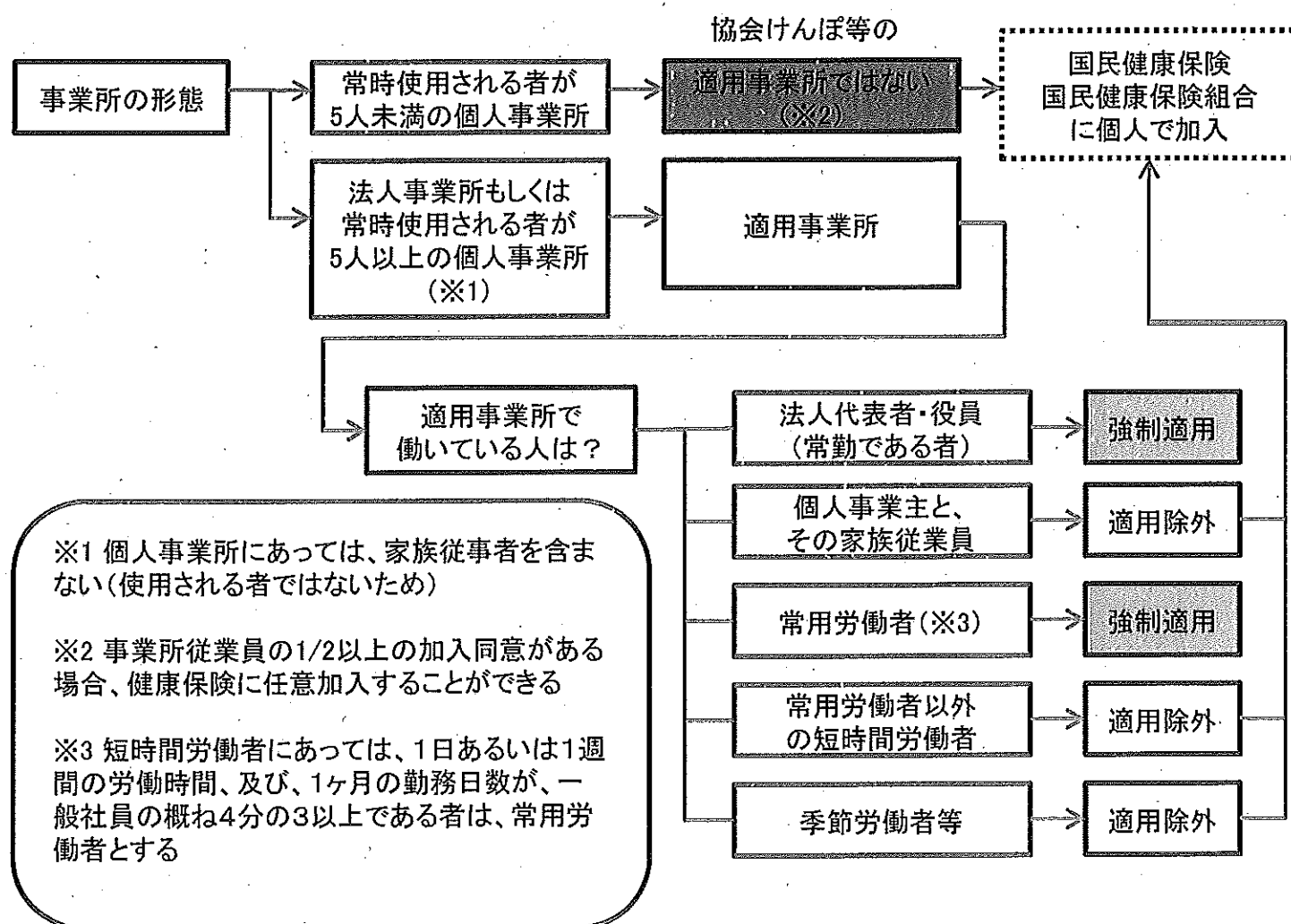
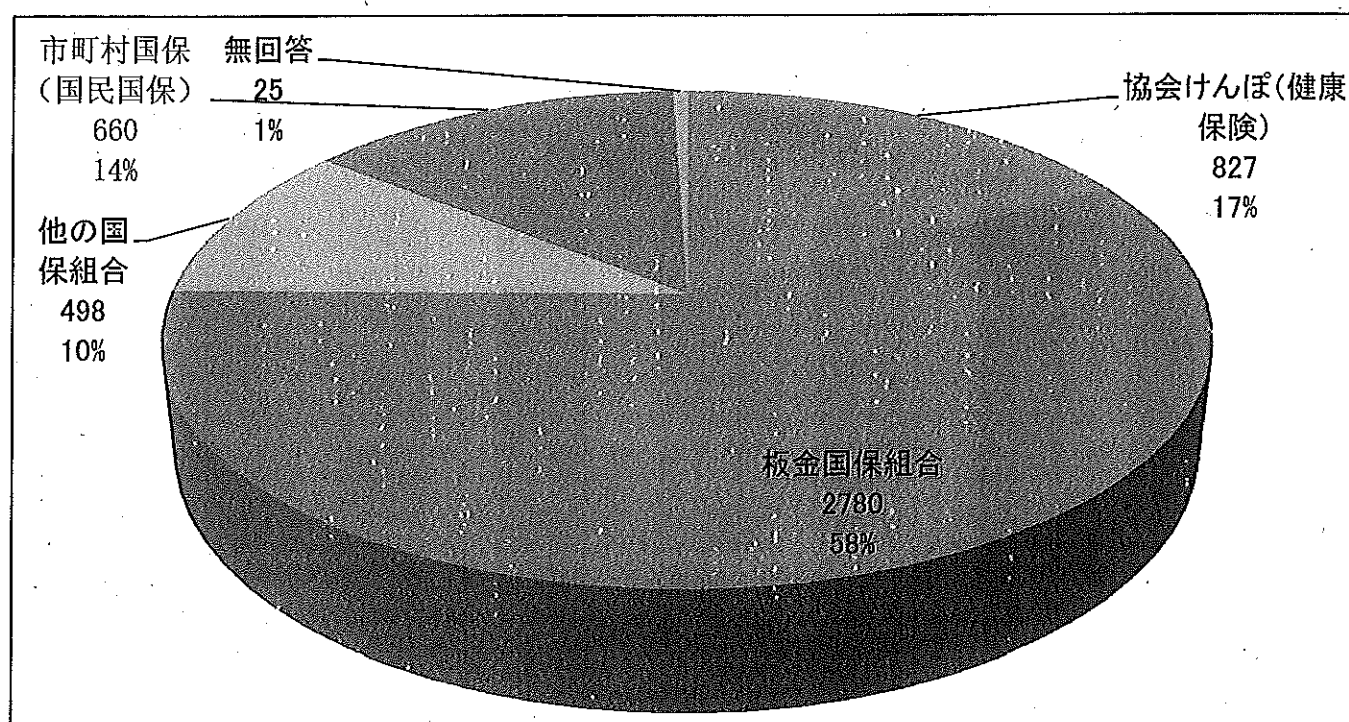


(事業所規模別) 雇用保険加入状況

■ 加入している ■ 加入していない ■ 無回答

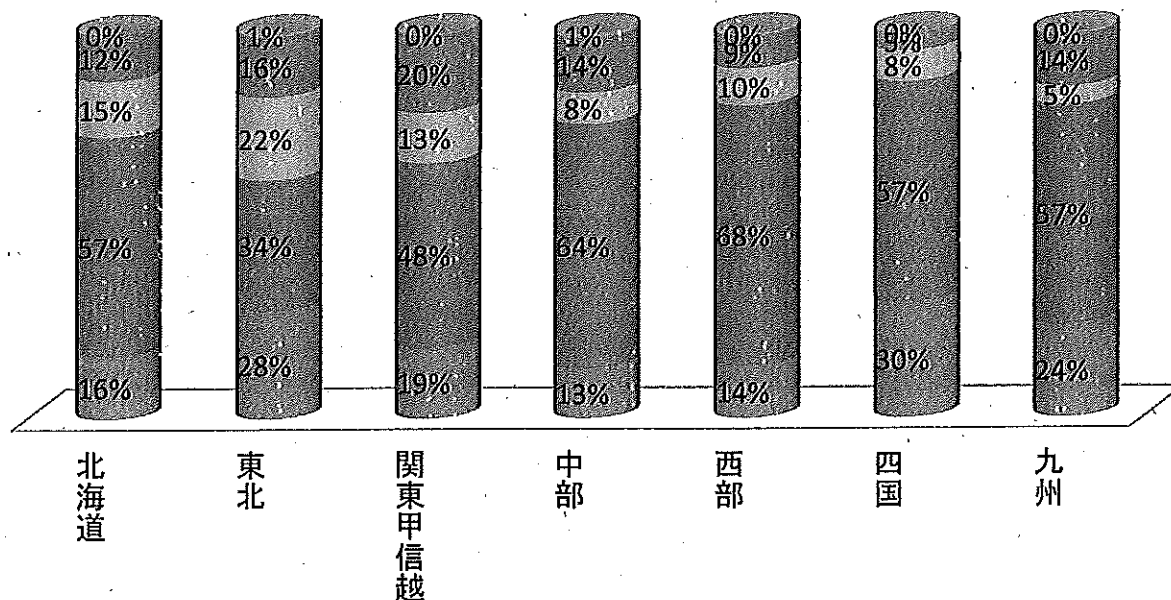


社会保険(医療)の加入について



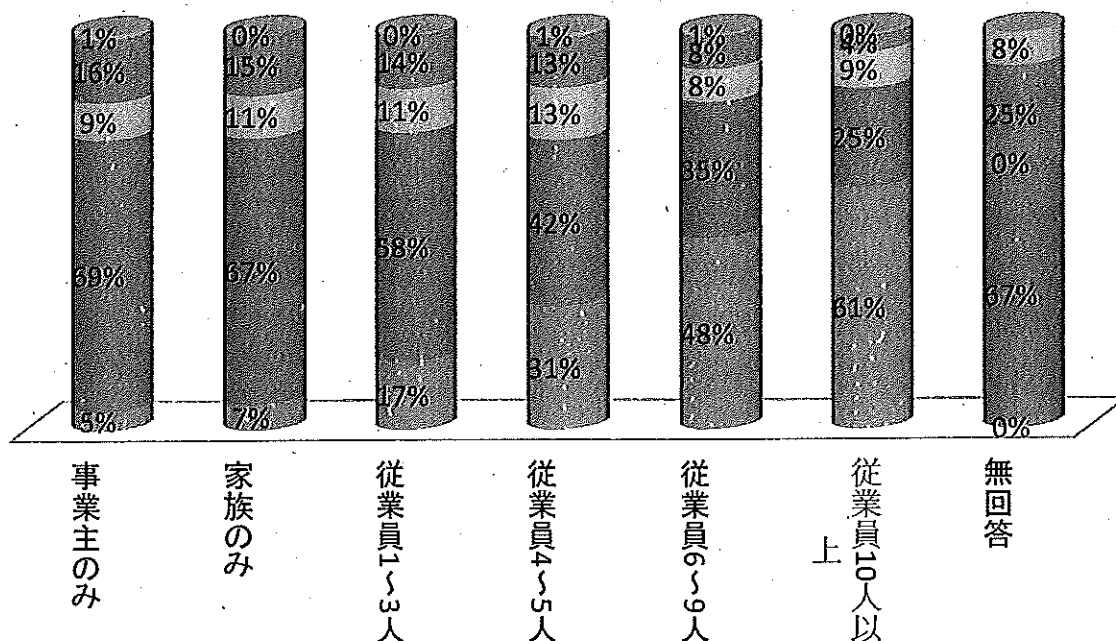
(ブロック別) 社会保険(医療)の加入状況

- 協会けんぽ
- 板金国保組合
- 他の団体国保組合
- 市町村国保
- 無回答

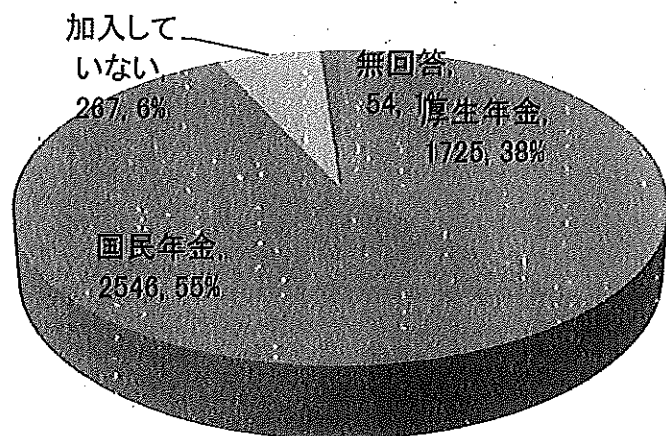


(事業所規模別) 社会保険(医療)の加入状況

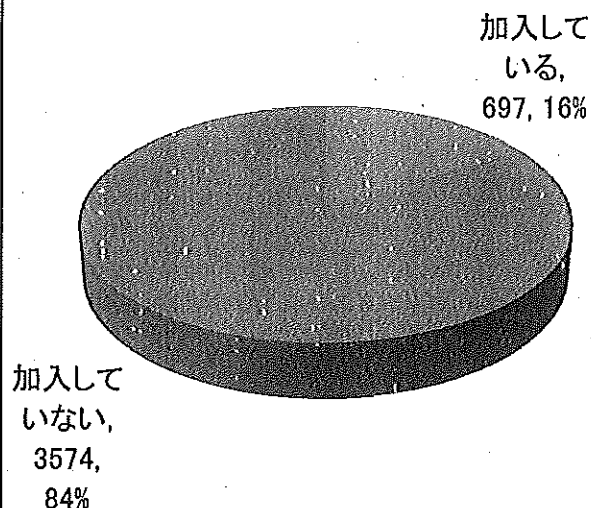
- 協会けんぽ
- 板金国保組合
- 他の団体国保組合
- 市町村国保
- 無回答



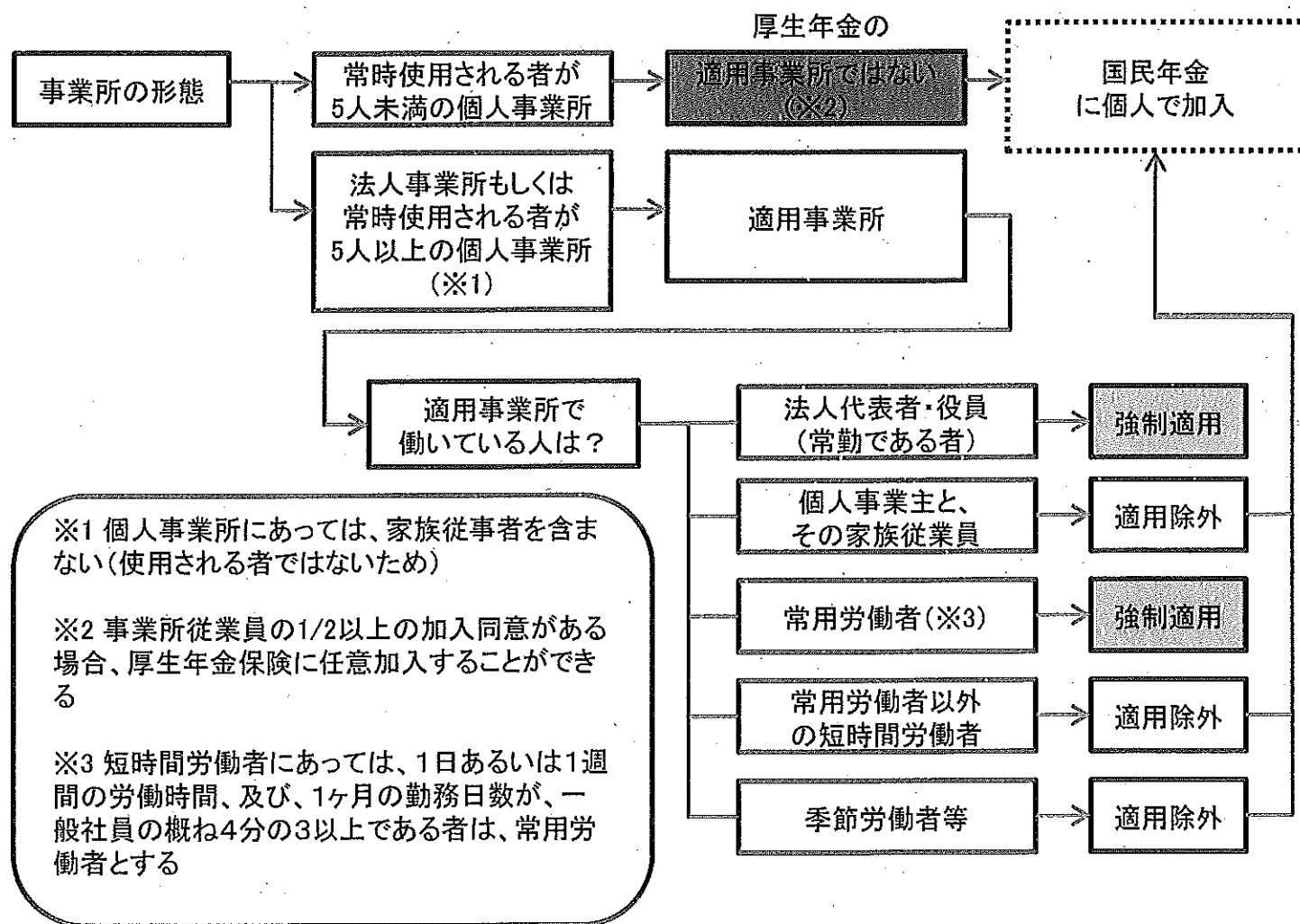
年金の加入について



国民年金基金の加入について

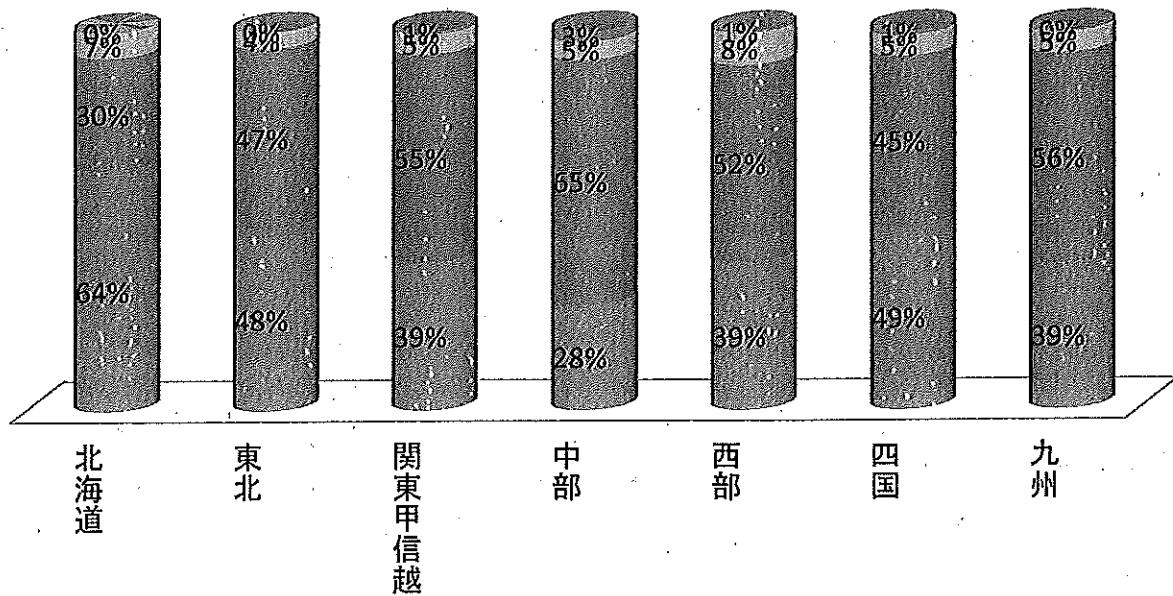


※「加入していない」は現在受給を含む



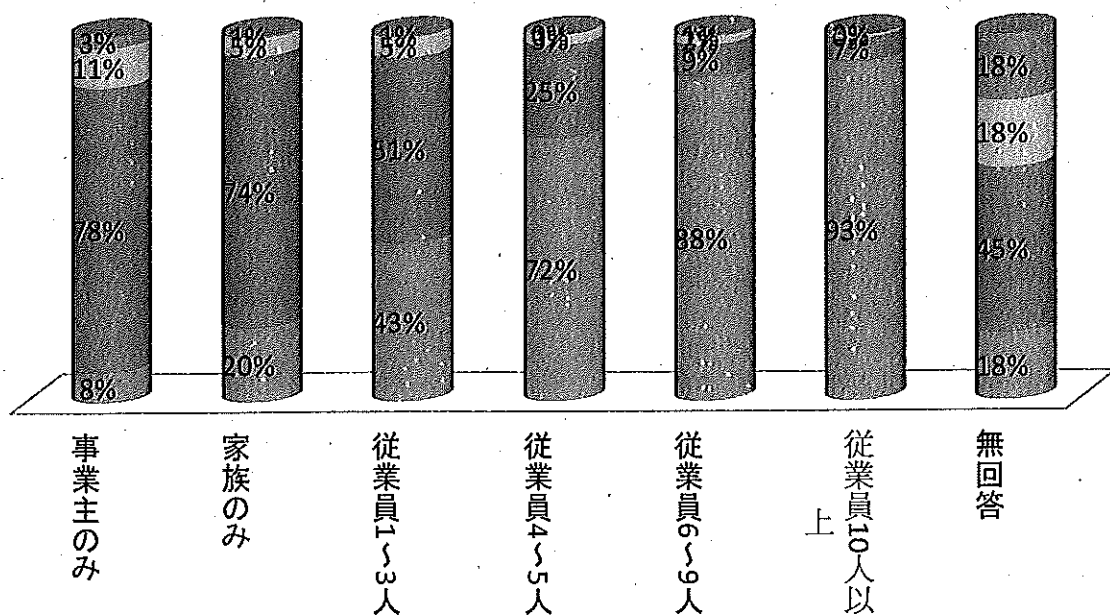
(ブロック別) 年金加入状況

■ 厚生年金 ■ 国民年金 ■ 加入していない ■ 無回答



(事業所規模別) 年金加入状況

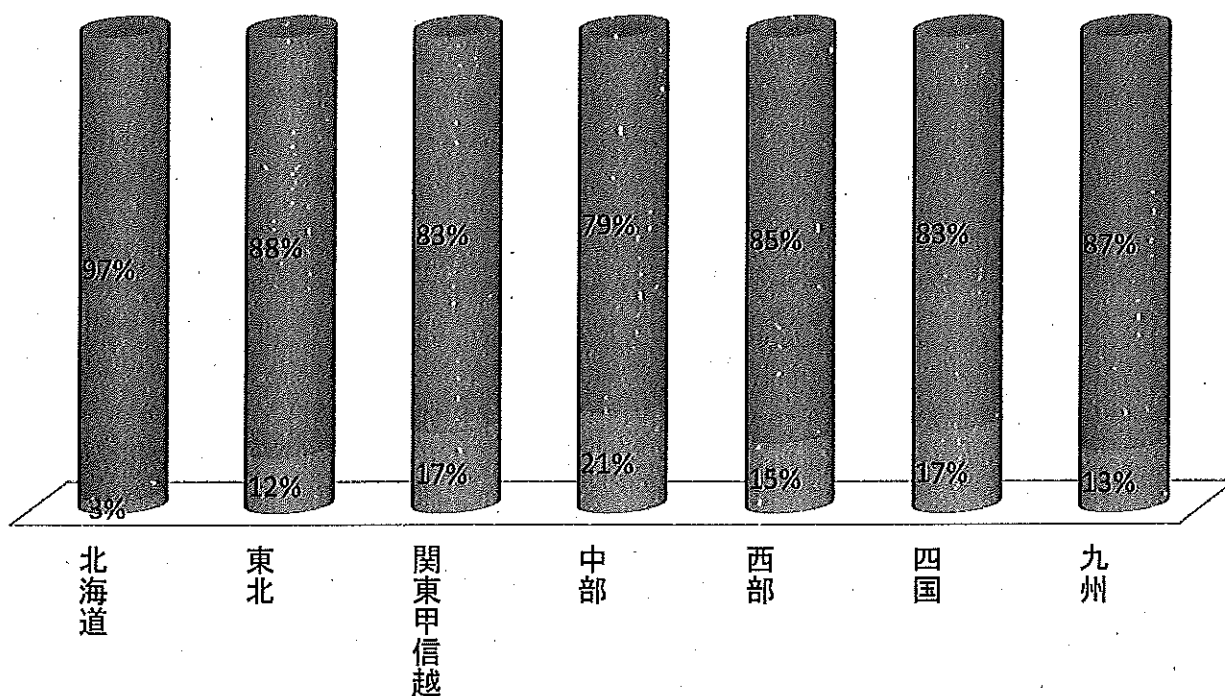
■ 厚生年金 ■ 国民年金 ■ 加入していない ■ 無回答



※「加入していない」は現在受給を含む

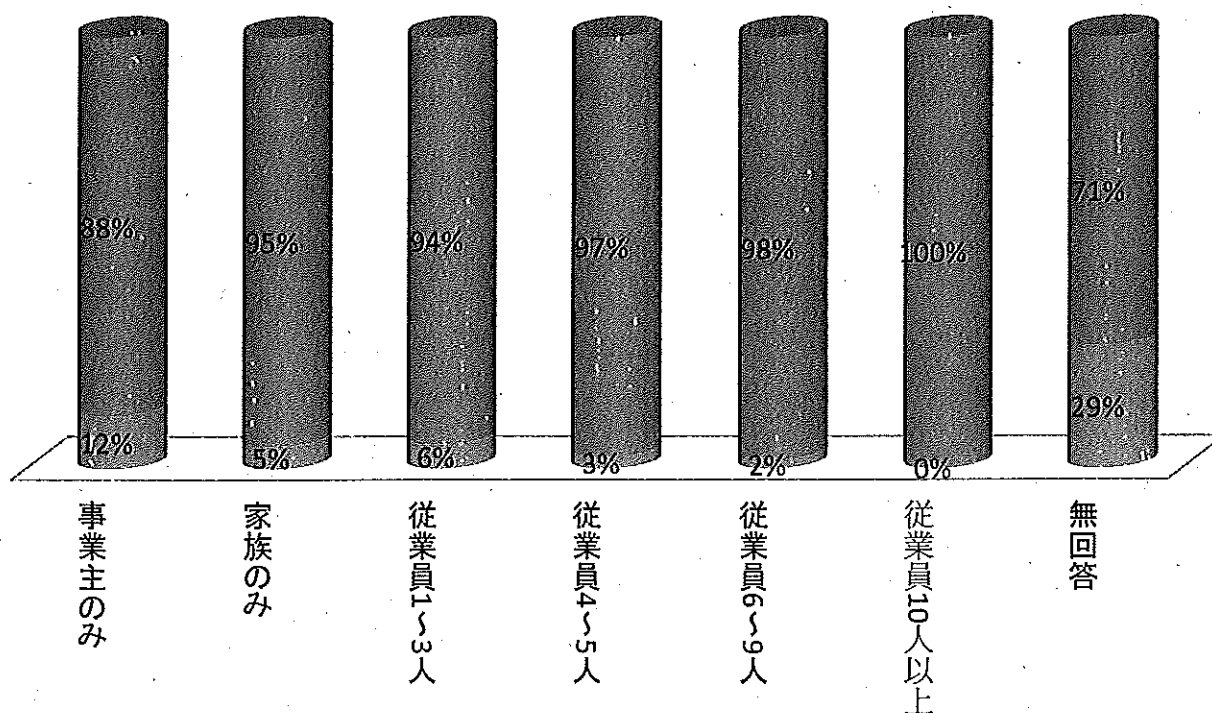
(ブロック別) 年金基金加入状況

■ 加入している ■ 加入していない

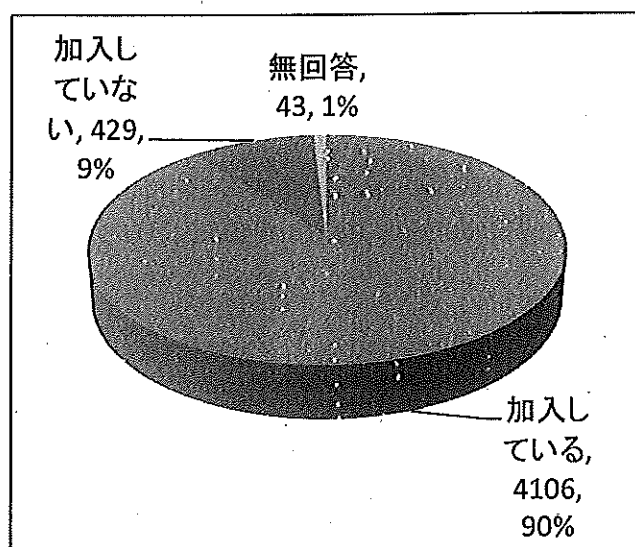


(事業所規模別) 年金基金加入状況

■ 加入している ■ 加入していない



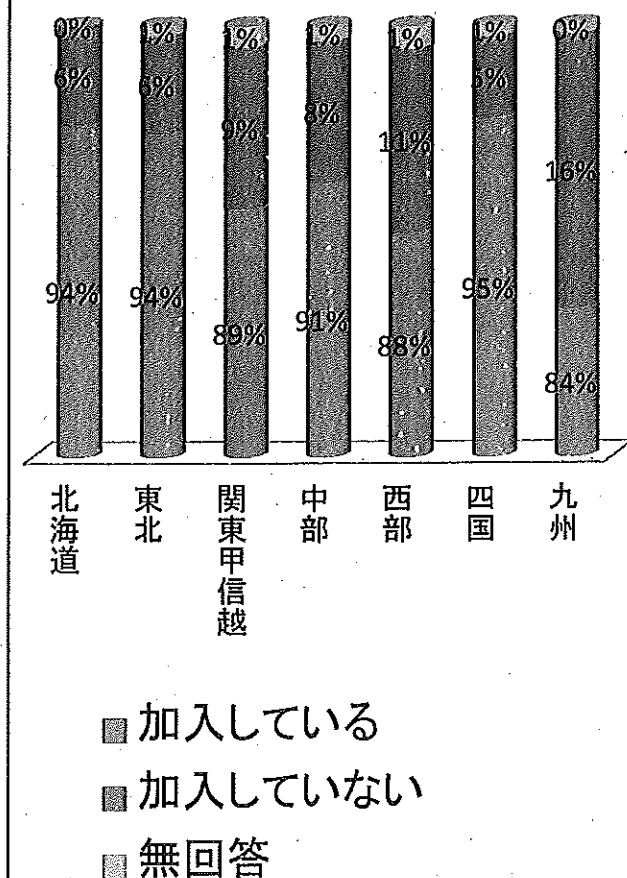
労災保険の加入について



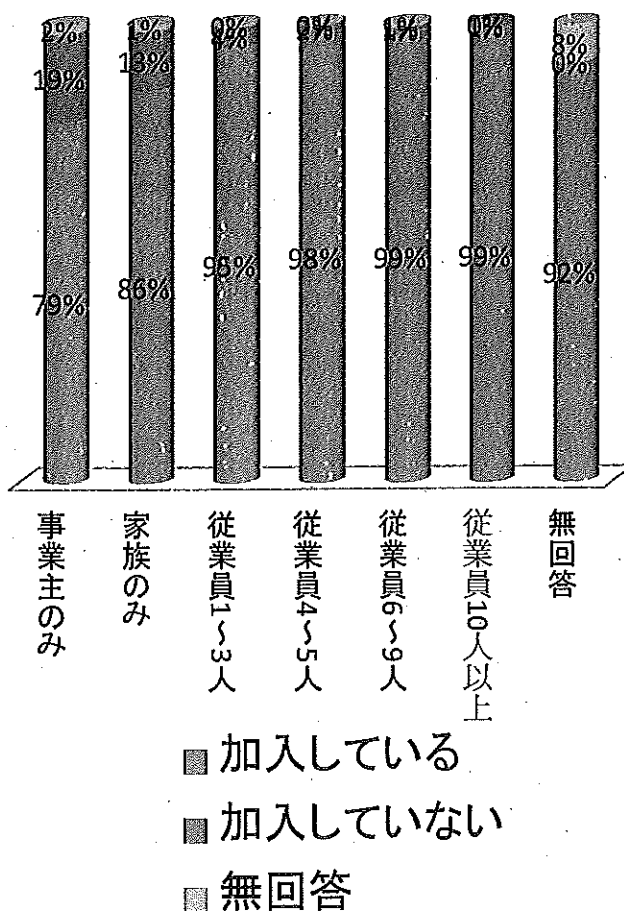
70歳以上のため
アルバイトほか
ほとんど仕事をしていない
下請けをしているため
加入方法がわからない
家族経営のため
危険な作業は行わないため
業績不振のため支払が困難
経済的に無理
現場作業をしないため
高齢のため仕事をしていない
採算に合わない
仕事がないから
民間会社の労災保険に相当するものに加入

事業主は入れないと思ってい
従業員がいないため
従業員がすぐ辞めるため
組合の保険に加入
損害保険に加入している
廃業間近
必要ないから
払う予定がない
役員のみ
仕事をしていない
仕事を始めて間もないため
仕事量が激減したため
事業主のみだから

(ブロック別) 労災保険加入状況



(事業所規模別) 労災保険加入状況



22. (一社) 日本造園建設業協会

(社会保険加入促進計画)

一般社団法人日本造園建設業協会
社会保険等加入促進計画

平成24年10月

一般社団法人 日本造園建設業協会

1 計画策定の趣旨・目的

この計画は、一般社団法人日本造園建設業協会（以下「日造協」という。）及び日造協の正会員（以下「会員企業」という。）が取り組むべき雇用保険、医療保険、年金保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策を定め、その実行を図ることにより造園建設業に携わる技能労働者等の雇用環境の改善、将来の持続的な発展に必要な人材の確保を図ることを目的として策定するものである。

この計画は、造園工事業が樹木等の生き物を扱う唯一の建設業として、

- ・造園工事の対象は庭園・公園等の苑地の整備、道路の緑化、建築物の屋上緑化等のなど多岐にわたること
 - ・造園工事は一般的に工事金額が小規模であり、多工種によって構成されるものであること
 - ・会員企業は公共工事・民間工事の元請企業として、また下請企業として携わっていること
 - ・会員企業の事業所の形態は、法人事業所、個人事業所にわたっていること
- 等の他業種団体にはない特性を勘案し、策定するものである。

2 基本的事項

この計画の基本的事項は、以下のとおりである。

- ・団体名 一般社団法人 日本造園建設業協会
- ・代表者 会長 藤巻司郎
- ・所在地 東京都文京区本郷 2-17-17 井門本郷ビル 2 階
- ・会員数 正会員 861
- ・主業種 造園工事業

3 期間

この計画は、平成 24 年度を初年度とする 5 年間の計画とする。

4 基本方針

国は社会保険等未加入対策に係わる総合的・重点的な取り組みを進めているところであり、日造協はこの機会に会員企業をはじめ造園建設産業界の将来の持続的な発展を視野に置き、社会保険等未加入対策に日造協本部・総支部・支部及び会員企業が一体となって積極的に取り組む必要がある。

もとより社会保険等の加入をより実効性あるものとしていくためには、社会保険未加入対策推進協議会及び社会保険未加入対策地方協議会への参加等を通じて行政、元請企業、下請企業

等を挙げて推進していくことが重要であり、造園建設業の特性を反映した取組みを求めていくことが必要となる。

この計画においては、公共工事・民間工事の元請企業として、また下請企業として事業展開をしている会員企業の置かれた状況を十分に踏まえ、その責務を果たすべく、「日造協活動として取組むべき対策」「会員企業が自ら実施すべき対策」を取り決め、その推進を図っていくものとする。

この場合、法令に基づく社会保険等加入義務を果たしている加入企業、加入者に対して未加入企業、未加入者が利するような環境にならないようにすることが肝要である。このため、社会保険等未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用が必要であり、併せて社会保険等の費用が末端の作業員まで行きわたる仕組みの構築が重要となる。

5 計画の目標

① 会員企業の社会保険等加入目標

平成 29 年度末までに、企業単位で加入義務のある会員企業の社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）加入率 100%を目指す。

② 下請企業への社会保険等加入促進指導目標

企業単位で加入義務のある協会社及び下請企業に対し、平成 29 年度末までに社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）加入率 100%を目指し、指導を徹底する。

③ 法定福利費の確保のための要請活動目標

法定福利費が適正に確保されるよう、公共工事の発注機関、民間工事の発注者団体、元請団体等に要請活動を実施する。

6 会員企業の社会保険等加入状況等

企業単位で加入義務のある会員企業の社会保険等加入率は、雇用保険 99.5%、健康保険 98.7%、厚生年金保険 98.7%である。

今後は会員企業及び下請企業における企業単位及び労働者単位の世界保険等の加入状況について、会員企業を通じたアンケート調査を定期的に行い、調査結果を分析し、必要に応じて対策に反映する。

7 日造協活動として取り組むべき対策

日造協として、以下に掲げる対策に本部・総支部・支部が連携し取り組むものとする。

① 「社会保険未加入対策推進協議会」「社会保険未加入対策推進地方協議会」への参画

本部は「社会保険未加入対策推進協議会」、総支部は「社会保険未加入対策推進地方協議会」に参画し、元請企業及び1次下請企業としての立場から効果的な取組みや周知啓発方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に情報の収集・発信を行う。

② (社)建設産業専門団体連合会を通じた活動展開

(社)建設産業専門団体連合会を通じて、適正な法定福利費の確保、加入促進を図る新たな制度等への対応、加入促進活動を展開する。

③ 会員企業への周知

この計画をはじめ社会保険等未加入対策に関する会員企業への啓発を図るとともに、「日造協として取り組むべき対策」及び「会員企業として自ら取り組むべき対策」の周知徹底に努める。

また、社会保険等未加入会員企業には加入促進のための啓発を図る。

④ 法定福利費の確保等

公共工事の発注機関、民間発注者団体及び元請団体に対して、法定福利費の確保等を働き掛ける。

また、会員企業に対して、適正な法定福利費の確保、下請契約における適正な法定福利費を見込んだ見積・契約の実施、見積時における「法定福利費の内訳明示された標準見積書—造園工事—」の活用・尊重、下請企業への社会保険等加入の指導の徹底の周知を要請する。

⑤ 適正工期の確保

適正な工期の設定は、良好な労働環境や安定的な雇用環境の確保のみならず、植栽工事等の品質の確保にも直結することとなる。これの実現について、公共工事の発注機関、民間発注者団体及び元請団体への働き掛けを行う。

⑥ 重層化の改善

「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断し対応するよう、会員企業への周知徹底を図る。

また、下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による協力会社、下請企業の選定、さらには同主旨を下請企業に対し指導するよう会員企業に要請する。

⑦ 実効性のある低入札防止対策の徹底

国、地方自治体等の発注機関に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を要請する。

⑧ 就労履歴管理システムの構築等への対応

就労履歴管理システムや社会保険等加入チェックシステムの構築等の動向を踏まえ、適切な対応を図る。

8 会員企業が自ら取組むべき対策

① 社会保険等未加入会員企業の解消

企業単位で社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入義務のある会員企業のうち未加入企業にあっては、平成 29 年度末までに未加入を解消する。

また、労働者単位での保険加入の徹底を図る。

② 元請企業としての会員企業が自ら取組むべき対策

（１）社内における社会保険等未加入対策の周知・啓発

- ・ この計画及び下記の（２）～（５）に掲げる事項をはじめ社会保険等未加入対策について、社内における周知・啓発の徹底を図る。

（２）協力会社組織を通じた指導等

- ・ 協力会社の社会保険等加入状況の定期的な把握、協力会社組織を通じた社会保険等未加入対策の周知・啓発や保険加入の勧奨を図る。
- ・ 未加入が確認された協力会社に対し、速やかに保険加入を求める。

（３）見積・契約時における取組み

★ 法定福利費の確保等

- ・ 法定福利費は競争上変動費として扱うべきではなく、固定費として見積から契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費の確保を図る。
- ・ 発注者に対して、法定福利費を含む適正な金額による見積の実施・請負契約の締結を求める。
- ・ 見積時に下請企業から適正な法定福利費が明示された見積書が提示された場合には、これを尊重した請負契約の締結を図る。

★ 社会保険等加入状況の確認及び指導

- ・ 元請企業として下請企業の社会保険等の加入状況を把握し、保険加入を指導する責任があることを踏まえ、下請企業の選定・契約時において、社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。（２次下請以降は１次下請企業経由で指導）

(4) 工事現場における確認及び指導等

★ 社会保険等加入の周知・啓発

- ・ 協力会社及び下請企業に対して、現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。

★ 社会保険等加入状況の確認及び指導

- ・ 現場において、新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請企業経由で指導)

★ 重層化の改善

- ・ 下請企業に対して、「一人親方」「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な下請企業の選定に努める。さらには同主旨の再下請企業への指導を求める。

(5) 社会保険等保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・ 平成29年度以降(社会保険等加入促進が一定程度進捗した段階)、社会保険等の全部又は一部に適用除外でなく未加入の建設企業との下請契約を行わないことや適切な保険への加入が確認できない作業員の現場からの排除に取り組む。

③ 1次下請企業としての会員企業が自ら取り組むべき対策

(1) 社内における社会保険等未加入対策の周知・啓発

- ・ この計画及び下記の(2)～(4)に掲げる事項をはじめ社会保険等未加入対策について、社内における周知・啓発の徹底を図る。

(2) 見積・契約時における取組み

★ 法定福利費の確保等

- ・ 元請企業に対して、見積時に適正な法定福利費が明示された標準見積書を提示し、適正な法定福利費を含んだ請負契約の締結を図る。
- ・ 2次下請以降の企業に対して、見積時から適正に法定福利費を確保するよう指導する。

★ 社会保険等加入状況の確認及び指導への協力等

- ・ 元請企業との契約時において、社会保険等の加入状況の確認に協力するとともに、2次下請以降の企業に対して保険加入を指導する。

(3) 工事現場における確認及び指導への協力

★ 社会保険等加入の周知・啓発への協力

- ・ 現場において、元請企業に協力し社会保険等の加入の周知・啓発を図る。

★ 社会保険等保険加入状況の確認及び指導への協力

- ・現場において、元請企業に協力し新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。

★ 重層化の改善への協力

- ・元請企業に協力し、2次下請以降の企業に対し「一人親方」「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な再下請企業の選定を求める。

(4) 社会保険等保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・平成29年度以降（社会保険等加入促進が一定程度進捗した段階）、社会保険等の全部又は一部に適用除外でなく未加入の建設企業との再下請契約を行わないことや適切な保険への加入が確認できない作業員の現場からの排除に取り組む。

9 計画の点検・見直し等

会員企業に対する下請企業を含めた社会保険等加入の実態調査、この計画の実施状況の毎年度フォローアップを実施し、その結果に基づき適宜必要な対策を実施するものとする。

また、必要に応じてこの計画の見直し、改定を行うものとする。

23. (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画（案）

平成24年10月5日

一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

1. 基本的な方針

社会保険については法律による加入義務が課せられているものであり、国民皆保険の一環として対象者の加入は事業者・従業員の責務と認識。加えて、元請け・下請けとの取引関係においても公正競争確保の観点から遵守が徹底される環境の整備や取り組みが必要である。特に元請事業者に対する国等の指導、監督が何よりも重要であり、これらの取り組みと相まって下請事業者の取り組みも効果的にできるものと認識される。また、専門工事業団体の取り組みを実行あらしめるためには、専門工事業団体加入事業者以外の事業者に対しても広く遵守の徹底が必要であり、この観点からも元請け事業者の取り組みが重要であると認識される。

冷凍空調設備に係る専門工事業団体の連合会である当会においては、これまで当会の構成団体加入事業者に対する状況調査を行っている。これによれば、おおむね良好なものと認識しているが、改めて調査の精度を上げ、実態把握を行った上で取り組み事項についても必要に応じ見直しを行う（当会の構成団体（全国の32の団体）に加入する約3,000の事業者が対象）。

2. 本取り組みの実施期間

平成24年度を初年度として5年間の取り組みとする。初年度は本促進計画の策定と下記の（1）（2）について取り組み、次年度以降は残りの事項について順次取り組む。

3. 取り組みの内容

（1）構成団体加入事業者への周知

社会保険未加入対策推進協議会が作成するパンフレット等を活用するなどして保険加入促進対策を当会の構成団体を通じてその加入事業者への周知を図る。また、当会の機関誌への掲載を通じた周知を行う。

（2）標準見積書の作成

当会として法定福利費を確実に確保するための標準見積書の検討を行い、成案を得た後、試行を行っていく。試行に当たっては、構成団体を通じてその加入事業者へ周知を図りつつ行う。

（3）実態把握のための調査

構成団体加入事業者に対し、雇用の実態についてアンケート調査の方法により把握し、併せて社会保険の加入実態についても把握する。アンケート調査の実施については、で

きるだけ多くの回答を得て精度を上げることとする。

(4) 元請団体への要請

当会として元請団体に対し、適正工期の確保、ダンピングの防止、標準見積書を活用しての法定福利費の確保や適正な販売管理費等を確保するよう要請する。

(5) 重層下請構造の是正

重層下請け構造の是正に向けて、施工技術の確かな専門工事業者（「登録冷凍空調基幹技能者、冷凍空気調和機器施工技能士、フロン漏えい点検資格者」等の資格者を有し、経験と実績のある当会構成団体加入事業者等）に契約発注がなされるよう元請団体に要請する。

（専門性の高い冷凍空調機器の施工や管理においては、高圧で用いられる冷媒フロンやアンモニア等について、安全性確保の重要性、品質管理の重要性、地球温暖化対策の重要性が指摘されている。）

(6) 情報の提供等

当会構成団体加入事業者に対し、一人親方や請負についても含めた雇用に関する法令（職業安定法や派遣労働者法）等のルールについて情報提供を行う。

以 上

24. (一社) 日本機械土工協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画（案）

平成 24 年 9 月 13 日

一般社団法人 日本機械土工協会

1. 基本的な方針

専門工事業界における社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、総合工事業者（元請業者）、専門工事業者（下請）などが一体となって推進していくことが必要である。

現在、建設産業界は長引く建設投資の減少の中で需給のバランスが崩れ、低価格の受注競争によって企業は疲弊しており、機械土工工事業者も例外ではなく、そのため若年者の雇用、技術・技能者の育成、設備の更新などを後回しにせざるを得ず、福利厚生費など必要コストまで削減しなければ受注の確保ができない状況下にある。

しかしながら日機協は、専門工事業者としての責務を果たすべく団体が取り上げるべき対策、正会員（以下「会員企業」という。）が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

官民の発注機関、総合工事業界に対しても社会保険等への加入促進が迅速に進むよう、法定福利費のみならず必要な工事原価や適正な経費が支払われるよう強く求めていく。また、低入札・ダンピング受発注を防止する対策の強化と、社会保険等未加入業者や、未加入者が利する環境にならないよう、広く関係機関に社会保険等未加入対策の実施を強く求めていく。

2. 保険加入の状況

平成 24 年 8 月に実施した社会保険等の加入に関する調査結果は以下のとおりである。

(1) 調査概要

- ①調査実施日：平成 24 年 8 月 7 日
- ②会員企業調査数：78 社
- ③回答企業数：46 社（回答率 58.97%）

(2) 回答 46 社の調査結果について

- ①社会保険加入率：100%
- ②総従業員数：4020 名（高齢者、雇用期間が 3 ヶ月未満の就労者等を含む）
- ③雇用保険加入者数：3855 名（加入率 95.9%）
- ④厚生年金保険加入者数：3855 名（加入率 95.9%）

⑤健康保険加入者数：3871名（加入率 96.3%）

以上の結果では、回答企業数が 58.97%であり未回答企業の状況が把握できず、現在の状況下では会員企業全体で未加入企業は皆無であると言い切れない。

この結果を踏まえ、以下に示す取り組みにより、平成 29 年度末における会員企業の社会保険等加入率 100%達成と、保険等加入義務のある従業員の加入率 100%達成を目指す事とする。

3. 取り組みの内容

(1) 期間

国土交通省（建設産業戦略会議）の計画と同様に、平成 24 年度から平成 29 年度までの 5 年間の計画とする。

(2) 日機協（団体）が取り組むべき対策

①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

- ・建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体などで構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、下請専門工事業（機械土工工事業）の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。

②会員企業への周知

- ・社会保険未加入に関する対策の啓蒙を図り、会員企業として取り組むべき対策を協会のホームページを活用して周知徹底に努めるとともに、未加入会員に対しては加入を勧告する。

③他の専門団体との連携

- ・社団法人建設産業専門団体連合会及び他の建設機械施工工事業団体と連携し、加入促進を図るための施策を協力して検討し推進する。

④標準見積書の作成

- ・機械土工工事における法定福利費を別枠明示した標準見積書を策定し、会員企業へその活用を周知指導、浸透させる。

⑤法定福利費の確保

- ・法定福利費の確保に向けて作成した標準見積書の活用を会員企業へ周知徹底する。

- ・元請団体に対し法定福利費内訳明示のための標準見積書の採用を働きかけるとともに、標準見積書を活用して法定福利費を適正に確保するように要請する。

⑥適正工期の確保

- ・元請団体に対し、傘下会員が適正工期を確保するよう要請する。

⑦低価格受注防止対策の推進

- ・元請業界に対して、原価割れ価格による受注の強要や、法定福利費その他必要経費等の値引きの強要などの是正を要請する。
- ・官民発注機関に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求めるとともに、元請・下請間の取引適正化に係る指導を要請する。

⑧社会保険加入促進計画の補強

- ・平成29年度まで5年間にわたり社会保険加入促進計画に基づく活動を展開するが、計画の進捗状況や関係機関等の指導などによって同計画を補強することが出来る。

⑨優良企業認定制度の取組

- ・保険加入を促進するため、3保険に適切に加入している等の優良企業を認定する制度を構築する。

(3) 会員企業自ら実施すべき対策

①保険加入の促進

- ・自社が雇用する従業員の社会保険等への加入に努めるとともに、下請企業との契約時において社会保険等への加入状況を確認し、未加入企業には保険加入を指導する。
- ・また会員企業と契約した下請企業が再下請（孫請）に付す場合には、契約時において社会保険等への加入状況の確認と、未加入企業には下請企業に保険加入を指導するように要請する。
- ・建設業許可申請・更新時における社会保険等への加入書類の提示及び施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等への社会保険等への加入状況の記載を遵守する。

②法定福利費の確保

- ・会員企業は、標準見積書を活用した適正な法定福利費の計上を遵守し、

元請・下請間及び会員企業・再下請間の契約の適正化及び法定福利費等の確保に努める。

③社会保険等未加入企業の排除

- ・会員企業は、平成 29 年度以降（社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階）、社会保険等未加入企業や未加入作業員の現場からの排除に取り組む元請企業に協力する。

以上

25. (社) 日本シャッター・ドア協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成24年10月3日

社団法人日本シャッター・ドア協会

(1) 団体の基本事項

団体名: 社団法人 日本シャッター・ドア協会

代表者名: 岩部金吾

所在地: 東京都千代田区九段北1-2-3

会員数: 163社(平成24年7月末)

主な業種: シャッター・オーバーヘッドドア、ドア等の製造、販売、施工、メンテナンス。

(2) 基本的な方針

社会保険加入の促進については、行政、元請、下請企業等が一体となって推進していくことが必要である。当協会としては、団体として取り組むべき対策と共に会員企業が実施すべき対策を検討し、積極的に計画を推進するものとする。

また、元請に対し、法定福利費の積算、請求、受領を徹底し、会員企業及び契約先施工事業者の処遇改善、良質の人材確保という目的の実現を図るものとする。

なお、会員企業及び契約先施工事業者に対し、社会保険等の加入実態調査を継続して実施し、調査結果に基づき本計画を推進すると共に見直しを行うこととする。

(3) 基本的な取り組み

- 1) 社会保険未加入対策推進協議会に参加し、関連する情報を共有しつつ、積極的に社会保険加入を促進する。
- 2) 協会における検討チームを業務委員会とし、実態調査、社会保険加入促進計画の策定、標準見積書の作成の他、推進計画に則って必要な活動やフォローアップを行う。
- 3) 会員企業及び契約する施工事業者に対し、社会保険加入に対する周知・啓蒙を行う。

(4) 保険加入状況の実態把握

- 1) 協会会員及び会員企業と契約する施工事業者に対し実態調査を実施する。
 - ① 協会会員、また、協会会員と契約する施工事業者に対しては協会会員を経由して、雇用保険、健康保険、年金保険について加入状況をアンケート調査する。
 - ② 要員別、企業・事業所別で集計する。
 - ③ 実態調査によって把握した内容について、改善すべき内容を検討する。
 - ④ 実態調査を継続的に実施し、その結果を踏まえて本計画を見直し、改定する。

(5) 団体としての取り組み

1) 会員企業への周知・保険加入の徹底

- ① 推進協議会で作成するPR素材、パンフレット等を活用するほか、協会ホームページや会報を通じて会員企業に対して周知及び加入を促進する啓蒙を行なう。
- ② 保険未加入対策について業界をあげて推進する。
- ③ 未加入者には加入を勧める。
- ④ 会員企業及び契約先の施工事業者に対し、業界をあげた取り組みであることを周知させる。

2) 標準見積書の活用と法定福利費の確保

- ① 法定福利費を確保するための標準見積書について、会員企業に対し周知を図り、その活用を徹底する。
- ② 会員企業に対し、契約している施工事業者に法定福利費を適正に支払うよう徹底する。

3) 保険加入の促進

- ① 社会保険制度の仕組みや内容を分かりやすく伝える等、適正な加入を促進する環境づくりを行う。
- ② 施工専門技術者資格制度において、保険加入を資格要件とする。

(6) 会員企業としての取り組み

1) 保険加入状況の確認及び指導

- ① 会員企業の契約する施工事業者に対し、社会保険の加入実態を調査する。
- ② 未加入者には加入を勧める。
- ③ 契約時には加入状況を確認する。

2) 標準見積書の活用と法定福利費の確保

- ① 発注者との見積交渉、契約にあたり、発注者の理解のもと、標準見積書の活用により適正な法定福利費を計上する。
- ② 会員企業が契約している施工事業者に対し、適正な法定福利費を支払う。

3) 適正工期の確保

適正な工期が確保されることは、健全な労働環境の維持と雇用の安定化に繋がることであり、その重要性を元請業者に訴える。

4) 保険関係事務手続きの支援

会員企業が主導的な立場に立ち、社会保険加入手続きに精通した社員がいない契約先事業所の入会事務手続き、保険関係事務処理の支援を行う。

以上

26. (社) 全国建設室内工事業協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

1. 団体の基本的事項

団体名：社団法人 全国建設室内工事業協会

代表者名：会長 石田 信向

所在地：東京都中央区日本橋人形町1-5-10 神田ビル4階

支部：9支部

(北海道、東北、関東、中部、北陸、関西、中国、四国、九州)

会員数：正会員 641社 特別会員 233社

(平成24年4月13日現在)

主な業種：内装仕上工事業

2. 基本的な方針

社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請企業、下請企業が一体となって推進していくことが必要である。

(社)全室協は、専門工事業団体として取り組むべき対策、正会員・特別会員(以下「会員企業」という。)が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

一方、行政に対しても社会保険等の加入を建設業の許可・更新の要件とすることや、法定福利費の別枠計上、法令遵守ガイドラインの民間発注者への徹底さらには低入札防止対策の強化への主導的な取り組みを強くお願いして参ります。

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課されており、未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう配慮すべきは当然である。従って、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性のあがる措置の一斉摘要が必要である。

また、技能労働者の処遇改善により人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一斉摘要の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築を検討して行かなければならない。

なお、今後、会員企業各社に対して、下請企業(協力会社)を含めた、社会保険等の加入の実態調査を定期的の実施し、調査結果に基づき本計画の見直しを行うこととする。

3. 保険加入の状況

平成24年3月に会員企業に対してアンケート調査を実施した。(別紙-1) 調査結果による加入状況については、回答率51%で、会員企業については、

社会保険等の加入率は、90%を超えているが、下請企業（協力会社）の、職人について、雇用保険の加入率が低い。原因は多数が一人親方である。

今後、年に1度定期的にアンケート調査を実施し、対策を検討しながら、加入促進に努める。

4. 取り組みの内容

(1) 期 間

国の計画と同様に、平成24年度を初年度とし、5カ年計画とする。

(2) 団体として取り組むべき対策

① 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

国土交通省、厚生労働省、学識経験者、建設業団体等で構成され、平成24年5月29日に発足した「社会保険未加入対策推進協議会」及び各地方整備局単位で設置された「地方対策協議会」に参画し、効果的な取り組みや周知啓発方法、さらに実効性のあがる対策について積極的に意見具申する。

② 会員企業・関係企業への保険加入の周知

- ・推進協議会で作成されたPR素材を活用して、年間6回発行される「全室協ニュース」、HPを通じて、会員企業・関係企業等に対し保険未加入対策を周知する。
- ・本部・各支部単位等で、研修会・講演会を開催し、保険未加入対策に関する取り組みについて、会員企業への啓蒙活動を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。
- ・団体として法定福利費の確保に向け作成した標準見積書の内容とその活用を会員企業・関係企業に対し周知する。

③ 未加入事業者・個人の確認・指導

- ・ポスター・チラシ等の配布による事業者・技能労働者への保険加入の働きかけを行う。
- ・再下請通知書・作業員名簿等による事業所・作業員の加入状況を把握し、保険加入の推進。
- ・会員企業における無許可業者の排除。

④ 未加入事業者の排除

- ・会員企業において、協力会社登録時、見積書提出時に保険加入状況をチェックする。
- ・団体として加入事業者を優先とすることを宣言するとともに、加入推進運動を実施する。

⑤ 適正工期の確保

- ・適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。団体として、元請団体に対し、公共工事・民間工事を問わず、適正工期の確保を働きかける。

⑥ 法定福利費の確保

- ・団体として見積・契約・支払いにおける、法定福利費別枠計上確保の働きかけを、公共工事・民間工事を問わず行う。
- ・内装工事業として見積時に法定福利費の内訳を明示することし、法定福利費内訳明示のための標準見積書を作成する。
- ・会員企業に対して、標準見積書を活用し契約の見積時から法定福利費を適正に確保することに周知徹底する。
- ・団体として元請団体等に対して、ダンピングの防止や下請の提出する法定福利費内訳明示のための標準見積書を、公共工事・民間工事を問わず活用して法定福利費を適正に確保するよう要請する。

⑦ 重層下請構造の是正

- ・「一人親方」、「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性の指導を行う。
- ・再下請契約時の関係法令の適法性のチェック等について指導する。

⑧ 一人親方対策

- ・会員企業に対して、非自発的な形での一人親方になることの防止、偽装請負の禁止など、請負・雇用に関するルールの徹底。

⑨ 就労履歴管理システムへの対応

- ・現在検討されている、「就労履歴管理システム」、「共通番号制度」については、団体として関係団体と連携し、機構への参加、会員企業におけるシステム導入推進は、検討課題として取り組んで行く。

⑩ 優良企業認定制度の取組

- ・認定制度については、導入したい考えであり、推進協議会よりの情報により内容・仕組みを平成24年度導入で検討する。

⑪ 保険関係事務手続きの支援

- ・会員企業に対し、社会保険加入事務手続きの講習会・研修会を、本部・支部・県単位で開催し、指導を行う。
日程、内容については推進協議会の情報を参考にしながら、定期的に行う。

⑫ 保険未加入者の排除

- ・5カ年計画で加入推進活動を行い、将来的には保険未加入の作業員は現場入場を認めないことを視野に入れ、会員企業に強く働きかけを行う。

保 険 加 入 状 況 アンケート

社団法人全国建設室内工事業協会

回収率

会員数

回答数

支 部		地 区	
-----	--	-----	--

51.27

708

363

会 社 名		建設業許可番号
代 表 者 名		

雇用保険事業所番号	
健康保険事業所記号	

	人 数	雇用保険	健 康 保 険			年 金		
			国 民	協 会	計	国 民	厚 生	計
社 員	5,573	4,979人	263人	5,091人	5,354人	120人	5,198人	5,318人
		89.34%	4.72%	91.35%	96.07%	2.15%	93.27%	95.42%
パートor アルバイト	611	107人	466人	55人	521人	175人	50人	225人
		17.51%	76.27%	9.00%	85.27%	28.64%	8.18%	36.82%
合 計	6,184	5,086人	729人	5,146人	5,875人	295人	5,248人	5,543人
		82.24%	11.79%	83.21%	95.00%	4.77%	84.86%	89.63%

下 請 会 社 数 (一人親方も一社と数えて)	3,733社
下 請 会 社 社 員 数 (パートアルバイトも含む)	2,939人
職 人 数	8,781人

	人 数	雇用保険	健 康 保 険			年 金		
			国 民	協 会	計	国 民	厚 生	計
社 員	2,620	1,293人	1,227人	1,168人	2,395人	840人	1,221人	2,061人
		49.35%	46.83%	44.58%	91.41%	32.06%	46.60%	78.66%
パートor アルバイト	319	127人	185人	0人	185人	105人	0人	105人
		39.81%	57.99%	0.00%	57.99%	32.92%	0.00%	32.92%
職 人	8,781	1,051人	7,770人	332人	8,102人	5,070人	291人	5,361人
		11.97%	88.49%	3.78%	92.27%	57.74%	3.31%	61.05%
合 計	11,720	2,471人	9,182人	1,500人	10,682人	6,015人	1,512人	7,527人
		21.08%	78.34%	12.80%	91.14%	51.32%	12.90%	64.22%

【備考】

I_G取組（経過）

「建設産業の再生と発展のための方策2011」策定
中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入
の促進に関する調査報告書」を公表
国土交通省局長通達「建設産業における社会保険加入の促進に関する取組」を公表

[illegible]

平成24年度(第1期)

中国工人阶级的发展壮大

27. (一社) カーテンウォール・

防火開口部協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成 24 年 10 月

一般社団法人 カーテンウォール・防火開口部協会

一般社団法人 日本サッシ協会

社会保険加入促進計画

2012.10.5

(一社)カーテンウォール・防火開口部協会
(一社)日本サッシ協会

社会保険未加入対策推進協議会への参画団体として、両協会は共同して計画し推進する体制とする。

1. 基本的事項

(1) 団体名・代表者名

- ・一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会(以下「カ・防協」という)

会長 藤木 正和

- ・一般社団法人日本サッシ協会(以下「サッシ協」という)

理事長 藤木 正和

以上、カ・防協とサッシ協(以下「両協会」という)の共同事業とする。

(2) 所在地(両協会共通)

東京都港区西新橋1-1-21日本酒造会館2階

(3) 正会員数 平成24年6月1日現在

カ・防協: 56社 サッシ協: 86社 ※重複会員: 30社 計: 112社

(4) 主要業種及び対象となる施工技能労働者職種

業種: 金属建具工事業(非木造建築物における金属製建具工事)

職種: 建具工〔サッシ工、シャッター工、カーテンウォール(以下「CW」という)取付工、鋼製建具工〕

2. 基本方針

(1) (業界の置かれた状況)

両協会の会員企業は、総合建設会社等との工事請負契約を締結する際、金属製建具やCW等の製品と取付工事を一括して請負う契約形態が一般的となっている。

このうち社会保険料等の法定福利費は、労務(取付)費の主要構成要素であるが、現状の契約慣行下にあつては、製品代、管理費、設計費、運賃等々と共に、契約額の中に埋没している。

(目指す方向)

優れた施工品質を維持、向上させるために、良好な労働環境を整えることは業界関係者の責務である。そのため重要な課題である法定福利費の確保を図るには、総合建設会社、会員企業、建具工事業者の夫々が、契約適正化にかかる「本来の趣旨・目的・要件」、「方法と手順」につき、根本的に見直す必要がある。

(取り組み方針)

まず現状把握を行い、会員企業、工事業者 各々の問題点を抽出して、これを関係者が共有することから始め、具体的対策を立案する。

両協会は(仮称)「金属建具施工技能労働者社会保険加入促進委員会(以下「SC社会保険加入促進委員会」という)」を設置し、計画の円滑且つ機動的な実行を図る。

計画に基づく対策は、実効性を上げるため、業界一斉に始める必要がある。

(2) 期間は、平成28年度までの5年とし、毎年度実施状況をフォローアップする。

3. 社会保険加入状況の把握

(1) 調査の方法

概ね5年毎に実施している金属建具施工技能労働者人口調査の調査項目に、今年度は「社会保険加入状況」を加えており、本調査結果により加入状況の把握が可能である。

本調査は当技能労働者の約90%を網羅しており、客観性を有しているものと見られる。

これをふまえ、法定福利費に関して、契約書への計上方法を分析・検討する。

(2) 調査結果(平成24年8月)

① 保険加入の現況

調査対象9,475名のうち、60才未満6,497名についての保険加入状況は次の通り

- 1) 雇用保険については、適用者17.7%、適用外(事業主・適用除外者)41.7%、その他40.6%
- 2) 健康保険については、健保組合15.4%、国民健保58.5%、その他26.1%
- 3) 年金保険については、厚生年金9.9%、国民年金53.1%、その他37.0%

② 課題等

- 1) 国民年金加入者のうち、厚生年金に移行すべき者についての確認が必要。
- 2) 「その他」の内容の分析が必要
- 3) 今後製造業並みの目標の設定が必要。

4. 取組促進の方策

(1) 会員企業への周知徹底と啓発

① 両協会 会務運営委員会が主導して、社会保険加入促進活動を展開する

- 1) 「SC社会保険加入促進委員会」を設置する
- 2) ビルサッシ委員会関係部会等が協力して促進活動を支える
- 3) ビルサッシ委員会を通じ、各社への周知徹底を図る
- 4) 中小企業委員会を通じ、各社への周知徹底を図る
- 5) 請負契約に際し、見積書の適正な運用方法について検討する
- 6) 各社への調査依頼(現状把握)を行う
- 7) 総合建設会社からの情報収集、掌握、情報調整、まとめを行う
- 8) サッシ協支部に対し、活動内容を周知する
- 9) 全国会員企業に対し、活動内容を周知する 等々

② 総合建設会社との契約慣習の改善

- 1) 工事契約条項の適正な運用
- 2) 適正工期の確保推進

(2) 金属建具施工事業者への周知徹底と啓発

- 1) 優良な施工品質保持のため、(労働条件改善)保険加入の必要性を啓蒙
- 2) 作業員名簿、賃金台帳等 事務管理指導を強化
- 3) 未加入業者の排除について周知

(3) 重層下請問題の対策

建設業許可業者と、未加入業者の実態把握

5. 法定福利費の確保について

(1) 標準見積書の作成

計画推進に際し、法定福利費は確実に担保しなければならない、との観点で見積書に「法定福利費」を明示した「標準見積書」の様式を作成する

- 1) 見積・契約区分の明確化
- 2) モデル的な見積書(案)の提示
- 3) 見積書作成手順の検討
法定福利費(見積明示金額) = 取付費 × 労務費率 × 法定福利費率
上記の考え方を基に検討
- 4) 標準見積書の周知、及び必要な見直し

(2) ダンピング対策

- ① 極度のダンピングを行う総合建設業者との契約の排除
- ② 会員企業は、施工事業者に対し、法定福利費を確保できない価格で発注しないよう周知

28. (社) プレストレスト・
コンクリート建設業協会
(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成24年10月26日

社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会

1. 基本方針

我々、社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会（以下 PC 建協という。）は、下請け企業に対し、適正な法定福利費の確保による社会保険の加入促進を実施するため、元請企業の団体としての責務を果たすべく、協会として取り組む対策、会員企業が取り組む対策を取り決め、その推進を図る。

その目的達成のために、行政、会員企業、所属団体等と一体になり、推進していくこととする。とりわけ、下請け企業の団体で、PC 建協と緊密な関係にある「プレストレスト・コンクリート工事業協会」（以下 PC 工事業協会という。）と協力してその推進に積極的に取り組む。

2. 取り組みの内容

（1）期 間

国の計画に沿って、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

（2）協会として取り組むべき対策

① 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

・すでに参画の表明をしており、その対策会議の中で、元請けの立場からの効果的な取り組みや実効性のある対策についての意見を積極的に具申し、実行する。

② （社）建設産業専門団体連合会及び PC 工事業協会との連携

・（社）建設産業専門団体連合会との連携により、他団体の状況を把握するとともに、PC 工事業協会と緊密に連携し、社会保険未加入状況を把握し、加入促進に協力体制をとりながら推進する。

③ 会員企業への周知徹底とフォローアップ

・会員企業への啓蒙を図るとともに、取り組むべき対策について周知徹底に努めるとともに、PC 工事業協会と連携し、定期的に加入状況を調査する。

④ 法定福利費等の確保

・国、他団体、PC 工事業協会と一体になって法定福利費の適正な取り扱いを検討する。

- ・会員企業及び PC 工事業協会と連携し、法定福利費の確保に努める。

⑤ 低入札防止対策の徹底と適正工期の確保

- ・適正な法定福利費等の確保のため、元請けとして、低入札に対し自ら襟を正し、且つ、その防止策に種種の意見交換会等を通じて実効性のある対策を求める。また同時に労働環境の悪化を防ぎ、雇用の安定を担保される適正工期の設定を発注者に求める。

(3) 会員企業の責務において実施すべき対策

① 保険加入状況の確認及び指導

- ・PC 工事業協会と連携し、下請け企業の社会保険の加入状況を確認し、未加入者の所属企業に対し、加入の啓蒙、指導を行う。更に、二次下請け以降についても一次下請け経由で指導するよう働きかける。

② 法定福利費等の確保

- ・発注者の理解を得ながら、入札、契約等に当たり、適正な法定福利費の確保に努める。

- ・PC 工事業協会との連携により、下請け企業に対し、契約の見積もり時点から法定福利費を適正に取り扱うよう指導する。また同時に、今後下請け企業から適正な法定福利費の内訳が明示された見積書が提示された場合には、これを尊重した建設工事の請負契約の締結を行う。

③ 保険未加入企業および未加入作業員の排除

- ・遅くとも平成 29 年度までに元請け企業が必要な法定福利費を確保するという目標を達成し、保険未加入企業や作業員は現場から排除する。

以 上

30. 全国基礎工業協同組合連合会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画（案）

平成24年9月28日
全国基礎工業協同組合連合会

1. 団体の基本的事項

全国基礎工業協同組合連合会（略称：全基連）はくい打ち・くい抜きを主体とする基礎工事業6会員207社（平成24年7月）で組織する建設専門工事業団体であり、本部事務局を東京都江戸川区平井5-10-12（アイケイビル4階）に置く。

2. 基本的な方針

建設産業における社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請業界、下請専門工事業界が一体となって推進して行くことが必要であると確信する。

建設投資がピーク時に比し半減する中、建設業界は生き残りのための業界再編、競争激化にさらされ、この状況下で、元請のダンピング受注のしわ寄せを下請に押しつける構造が恒常化し、低価格での指値受注の強要や原価を顧みない受注競争が横行する等、当連合会の組合員企業を取り巻く経営環境は一向に改善されない現状にある。

しかしながら、我々全基連は社会資本の整備を担う専門工事業者としての責務を果たすべく、団体が取組むべき対策、組合員企業が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

一方、元請業界に対しても、社会保険の負担が組合員企業の経営を圧迫している現状から、法定福利費のみならず必要な工事原価、経費の適正な支払いが行われることを強く求めていく。また、行政に対しても、ダンピング受発注を防止する対策の強化を強く求めていく。

社会保険等は、法令に基づき加入が義務づけられており、未加入企業や未加入者が利する環境にならないよう、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用を求める。

3. 保険加入の状況

平成24年8月に実施した社会保険等の加入状況に関する調査結果は以下のとおりである。

会員企業158社（平成24年8月現在：休会3会員49社を除く）中、回答120社、回答率76%

社会保険等加入対策事業に関するアンケート調査結果

<問1> 全業者加入の 義務付け		回答数		
		回答数	知っている	知らない
	北海道	13	13	0
	東北	13	12	1
	東日本	65	57	8
	近畿	15	12	3
	九州	7	7	0
	沖縄	7	4	3
	合計	120	105	15
<問2> 組合だよりに特集連載		回答数		
		回答数	知っている	知らない
	北海道	13	8	5
	東北	13	7	6
	東日本	64	44	20
	近畿	15	10	5
	九州	7	3	4
	沖縄	7	2	5
	合計	119	74	45
<問3> 「社会保険等加入対策事業協議会」 の委員に全基連が選任された		回答数		
		回答数	知っている	知らない
	北海道	13	6	7
	東北	13	6	7
	東日本	65	29	36
	近畿	15	6	9
	九州	7	3	4
	沖縄	7	1	6
	合計	120	51	69
<問4> 「社会保険等加入対策事業地方協議会」 の委員に全基連加入地区組合が 選任された		回答数		
		回答数	知っている	知らない
	北海道	13	6	7
	東北	13	6	7
	東日本	65	25	40
	近畿	15	6	9
	九州	7	2	5
	沖縄	7	1	6
	合計	120	46	74
<問5> 社会保険未加入業者は 建設業許可が更新されないこと		回答数		
		回答数	知っている	知らない
	北海道	13	12	1
	東北	13	7	6
	東日本	65	48	17
	近畿	15	8	7
	九州	7	5	2
	沖縄	7	3	4
	合計	120	83	37
<問5-①> 社会保険加入が 企業に義務付けられていること		回答数		
		回答数	知っている	知らない
	北海道	13	13	0
	東北	11	11	0
	東日本	57	55	2
	近畿	11	11	0
	九州	6	6	0
	沖縄	5	5	0
	合計	103	101	2
<問5-②> 社会保険料が発注者負担であること		回答数		
		回答数	知っている	知らない
	北海道	13	4	9
	東北	11	6	5
	東日本	58	33	25
	近畿	11	4	7
	九州	6	2	4
	沖縄	5	4	1
	合計	104	53	51
<問5-③> 社会保険料請求のための 専門工事業者“標準見積書” 作成について		回答数		
		回答数	知っている	知らない
	北海道	13	2	11
	東北	10	3	7
	東日本	57	20	37
	近畿	11	1	10
	九州	6	2	4
	沖縄	5	1	4
	合計	102	29	73

＜問5－④＞ 独自の“積算見積書”を 作成する用意の有無	北海道	回答数	ある	ない	
	北海道	12	4	8	
	東北	11	4	7	
	東日本	57	19	38	
	近畿	12	2	10	
	九州	6	4	2	
	沖縄	5	2	3	
	合計	103	35	68	
＜問5－⑤＞ 見積書に 社会保険料負担分が含まれているか	北海道	回答数	いる	いない	
	北海道	12	1	11	
	東北	11	3	8	
	東日本	58	14	44	
	近畿	11	1	10	
	九州	6	2	4	
	沖縄	5	0	5	
	合計	103	21	82	
＜問6＞ 社会保険に加入しているか	北海道	回答数	加入している	加入していない	加入する用意はある
	北海道	13	13	0	0
	東北	13	13	0	0
	東日本	65	61	4	0
	近畿	15	14	0	1
	九州	7	7	0	0
	沖縄	7	7	0	0
	合計	120	115	4	1
＜問7－①＞ 協力会社が 社会保険等加入対策事業について	北海道	回答数	知っている	知らない	
	北海道	13	9	4	
	東北	12	9	3	
	東日本	52	26	26	
	近畿	13	9	4	
	九州	6	5	1	
	沖縄	5	1	4	
	合計	101	59	42	
＜問7－②＞ 協力会社は 社会保険に加入しているか	北海道	回答数	加入している	加入していない	加入する用意はある
	北海道	11	9	2	0
	東北	7	6	0	1
	東日本	50	28	16	6
	近畿	13	12	0	1
	九州	6	3	2	1
	沖縄	4	3	1	0
	合計	91	61	21	9
＜問8＞ 個人事業主と取引をしているか	北海道	回答数	継続的	時々	していない
	北海道	13	3	2	8
	東北	13	1	2	10
	東日本	62	18	27	17
	近畿	15	5	6	4
	九州	6	2	2	2
	沖縄	7	1	5	1
	合計	116	30	44	42
＜問9＞ 施工体制台帳への 現場作業者個人別の 社会保険加入状況記載について	北海道	回答数	知っている	知らない	
	北海道	13	10	3	
	東北	13	7	6	
	東日本	62	33	29	
	近畿	15	4	11	
	九州	6	4	2	
	沖縄	7	1	6	
	合計	116	59	57	

平成24年度 建設業従事者に関する社会保険・労働保険等の加入状況についてのアンケート調査票(その1)

※回答必須

会社名 全国基礎工業協同組合連合会

貴社請負形態 ☒ 一次下請

☐ 二次下請

(該当欄に✓印を記入)

会社が雇用を直接給与等の支払いをしている者の区分	会社が雇用して直接給与等の支払をしている者の区分の人数	社 会 保 険 (その内社会保険をかけている者の人数)				労働保険 (雇用保険を付けている者の人数)	備 考
		医 療 保 険		年 金 保 険			
		協会けんぽ	国民健康保険	厚生年金	国民年金		
A.社員(外国人技能実習生を含む) 会社が社員と契約に基づき給与等を直接支払っている者(社員総数)	3,494 名	2,668 名	426 名	3,163 名	286 名	3,064 名	
・役員	376 名	250 名	65 名	303 名	17 名	125 名	
・事務職(パートを含む)	443 名	340 名	58 名	393 名	26 名	402 名	
・役員、事務職以外 (上段()内書は外国人技能生の人数)	(60 名) 2,615 名	(58 名) 2,020 名	(2 名) 301 名	(58 名) 2,409 名	(0 名) 243 名	(58 名) 2,479 名	
B.社員以外 社員ではないが労働契約等により給与等を直接支払っている者	823 名	99 名	375 名	128 名	265 名	267 名	
(1)日給	160 名	15 名	55 名	15 名	85 名	29 名	
(2)日給・月給	429 名	34 名	290 名	45 名	164 名	126 名	
(3)月給	88 名	44 名	22 名	54 名	8 名	55 名	
(4)その他	146 名	6 名	8 名	6 名	8 名	57 名	
計(A+B)	4,317 名	2,767 名	801 名	3,291 名	551 名	3,331 名	

このページの調査対象者は、会社が身分名称の如何に関わらず、会社が契約等により直接に給与を支払っている者です。

なお、未回答社の多くは零細業者であり、社会保険等に未加入であると思われる。

この結果を踏まえ、以下に示す取り組みにより、平成 29 年度末終了時における組合員企業が雇用する社会保険加入義務のある従業員の 100%加入率達成を目指す。

4. 取り組みの内容

(1) 期間

国土交通省の計画と同様、平成 24 年度を初年度とする 5 ヶ年計画とする。

(2) 全基連（団体）が取り組むべき対策

①「社会保険未加入対策協議会」等への参画

- ・建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策協議会」に参画し、下請専門工事業の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。
- ・「社会保険推進委員会」を設立（現在は「検討委員会」）し、非組合員を含め加入促進を展開する。

②会員企業への周知

- ・組合機関紙及びホームページの活用により、社会保険未加入に関する対策の啓発を図り、組合員企業としてその傘下の協力会社も含み、取り組むべき対策の周知徹底に努めるとともに、未加入組合員企業に対しては加入を勧告する。

③他の専門工事業団体との連携

- ・社団法人建設産業専門団体連合会及び他の建設機械施工工事業団体と連携し、加入促進を図るための施策を協力して推進する。

④標準見積書の策定

- ・業界における法定福利費を別枠明示した標準見積書を策定し、組合員企業へその活用を周知指導、浸透させる。

⑤法定福利費の確保

- ・標準見積書の採用による法定福利費の適正な転嫁と確保の実現を目指す。
- ・元請業界に対し、法定福利費の適正な支払いを求めるため、法定福利費の内訳を明示した標準見積書の採用を働きかけるとともに、元請団体に対し

ては標準見積書の採用を周知徹底する。

- ・法定福利費に併せて、中退共及び建退共制度について、退共本部の展開する加入促進活動への積極的な協力を行う。

⑥低価格受注防止対策の推進

- ・元請業界に対して、原価割れ価格による受注の強要や法定福利費その他必要経費の値引き強要などの是正を求める。
- ・行政に対して、実効性のあるダンピング防止対策の実施を求めるとともに、元請業界に対する元請・下請間の取引適正化に係る指導を求める。

⑦優良企業認定制度の取組

- ・保険加入を促進するため、団体として3保険に適切に保険加入している等の優良企業を認定する仕組みとして「優良・適格業者制度」(平成21年度スタート)を記載する。

*国土交通省において、平成24年度「建設技能労働者人材確保・育成推進事業」にて枠組みを検討し、その成果を、推進協議会の場を通じて情報提供する。

⑧保険関係事務手続きの支援

- ・社会保険加入手続きに精通した社員がいない等事務的な対応が困難な組合員企業の保険関係事務処理の支援をするため、新たに保険に加入しようとする企業に対し、手続き面を支援する仕組みなど保険加入支援策のあり方を記載する。

⑨未加入者の排除

- ・将来的に保険未加入の作業員の現場入場を認めないことを視野に入れつつ、組合員企業への働きかけを行う。

(3) 会員企業自ら実施すべき対策

①保険加入の促進

- ・自社が雇用する従業員の社会保険等への加入に努める。
- ・建設業許可申請・更新時における社会保険等への加入書類の提示及び施工体制台帳・作業員名簿等への社会保険等への加入状況記載を遵守する。

②法定福利費等の確保

- ・元請業者との見積もり交渉、契約に当たり、標準見積書を活用した適性な法定福利費の確保に努める。

- ・法定福利費に併せて、退職金制度等の必要経費も同様に計上し、確保に努める。

③保険未加入作業員の排除

- ・社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階より、平成 29 年度以降、保険未加入作業員の現場からの排除に取り組む。

④一人親方対策

- ・組合員企業に対し、非自発的な形で一人親方になることを防止するため、請負・雇用に関するルールを徹底する。

⑤就労履歴管理対応

- ・就労履歴管理システムの構築に向けた検討の推進
- ・組合員企業の就労履歴管理機構への参加

31. (社) 日本ウェルポイント協会

(社会保険加入促進計画)

加入促進計画

(1) 団体の基本的事項

団体名 (社)日本ウエルポイント協会

代表者名 会長 伊東芳夫

所在地 会員数 39社

主な業種 専門工事業、物品賃貸業、機器製造業

(2) 基本的な方針

○置かれている状況

業種として専門工事業の会員が多いので多くの場合、ゼネコン又は建設業者の下請けになるケースが多い。工事によっては当会員会社が下請けを使って工事を実施するケースもある。従って、当協会の場合、元請に社会保険料の見積もりを提示しその保険料の正当性の理解を求めていく側面と同時に下請け(孫請け)に対しても社会保険の加入促進の理解を進めていくという問題もある。

(3) 保険の加入の状況

○会員会社の保険加入状況は9割近く加入していると思われるが、これから全会員の加入状況の調査に入る。特に地方会員への周知が重要である。

○傘下企業の加入状況は目下、不明であるがこれからアンケート調査等により把握に努める。しかし、小規模な企業が多く、加入促進がどこまで進むかは不明である。

しかし、保険加入の意義、必要性の理解をしてもらう努力は必要である。

○社会保険料の算出方法

算出方法には色々あると思うが、なるべく、簡単な方法が良いと考える。一案として当協会では数社に売上高と保険料の比を調査したら3.0～3.5%の比率のものが多かったので、この比率で算出することを提案したい。今回の標準見積書の保険料はこの比率を用いて算出した。

(8) 保険関係の事務手続の支援

特に下請け(孫請け)企業の場合、事務的手続きが困難なケースも予想されるので、新たに保険に加入しようとする企業に対して手続き面を支援する必要がある。

—以上—

32. (社) 日本グラウト協会

(社会保険加入促進計画)

①グラウト 社会保険等加入促進計画（案）

平成 24 年 10 月 5 日
社団法人 日本グラウト協会

1. 協会員の加入状況

本年 7 月、社団法人日本グラウト協会（以下、当協会）の正会員 66 社に対し社会保険等の加入状況調査を実施した。結果は以下のとおりである。

企業単位の加入状況

厚生年金保険： 100%

雇用保険： 100%

労働者単位の加入状況

厚生年金保険： 97%

雇用保険： 99%

従って、本協会の目標である「企業単位で 100%、労働者単位で製造業相当の加入状況（厚生年金保険 87.1%、雇用保険 92.6%）以上」を達成している。

2. 基本的な方針

社会保険等の加入促進を図るためには、行政、元請企業、下請企業が一体となって取り組む必要があることは既に指摘されているとおりである。当協会は前記のとおり目標を達成しているものの、過当競争による低価格入札などの影響で協会員各社においても厳しい単価での受注が常態化し、その結果、労務賃金を圧迫し社会保険等の支払いも極めて厳しい状況にあることも事実である。

一方、当協会の会員企業が労務外注する 2 次下請企業においては、従業員規模が数名程度の零細企業も多く、社会保険等の支払い状況はより厳しい状況にあると推察される。

従って、その取り組みにあたっては、発注者→元請→1 次下請→2 次下請と続く一連の契約の中で、社会保険等に係る適正な金額が労務賃金に確実に反映される仕組みを確立しなければならない。

この重層下請構造の流れの中で、社会保険等費用の工事費とは別枠の請求（以下「独立確保」という）を目指すことを本計画の基本方針とする。

3. 活動計画

3-1 期間

平成24年度を初年度とする5年計画とする。

3-2 取り組み内容

1) 社会保険未加入対策協議会への参画（既実施）

2) 会員企業への周知徹底

労働者単位での加入率の更なる向上を図るべく啓発を行う。

3) 2次下請企業の加入促進

2次下請企業の加入状況調査を行い未加入業者に対し啓発を行う。

また2次下請企業への社会保険等費用を適正に支払うため、独立確保した契約内容とするよう協会会員各社に指導を行う。なお、この実施にあたっては元請企業との契約において社会保険等費用が独立確保されることが前提となる。

4) 見積・契約における社会保険等費用の独立確保

発注者並びに元請企業の協力のもと、見積・契約・支払の各段階における社会保険等費用を独立確保し、値引きによる社会保険等費用の埋没を防止するシステムを構築する。

5) 標準見積書の作成

上記4)を独立確保するための標準見積書式を策定する。

6) 適正価格の確保

発注者・元請企業に対し、実効性のある低価格入札防止対策の実施と同時に、積算純工事費額に応じた下請企業に対する適正な工事価格の確保を求める。

7) 社会保険等未加入業者の排除

社会保険等費用が適正に独立確保された段階で、未加入企業の排除に取り組む。

8) 社会保険等未払い企業の排除

社会保険等費用が適正に独立確保された段階で、なお適正な支払いを行わない元請企業の排除を発注者に対して要請する。

9) 社会保険等事務手続きの支援

社会保険等への加入手続き、支払い手続き等に困難を感じている零細な企業に対して、事務手続きの方法や実施について支援を行う。

4. 標準見積書(案)の概要

社会保険等費用を独立確保するための標準見積書式(案)の概要は以下のとおり。

- 1) 社会保険等費用は、純工事費に社会保険等費用に見合う「掛け率」を乗じて算出し、工事費とは別に独立計上する。
- 2) 当面の「掛け率」は、「工種別現場管理費率標準値(国土交通省)」の21工事区分より、代表的な工事金額の現場管理費率の平均値に法定福利費率(22.07%)を乗じた値を採用する。
なお、現状では21工事区分に記載のないグラウト工事に関する適正な「掛け率」については、実績を参考に国交省指導のもと別途に適正値を設定することが望ましい。
- 3) 上記から算出された金額は、その後の値引き交渉で純工事費が減少しても、社会保険等費用については減額しないものとする。

以上

33. (社) 日本建設軀体工事業団体連合会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画(案)

1. 団体の基本的事項

- (1) 団体名：社団法人 日本建設躯体工事業団体連合会
- (2) 代表者：会長 才賀 清二郎
- (3) 所在地：東京都板橋区熊野町34-7 東京躯体会館2階
- (4) 会員数：414社（平成24年9月現在）
- (5) 主な業種：建設躯体工事業

2. 基本的な考え方

建設投資の減少に伴い、元請企業の行き過ぎた価格競争が横行し、その影響で専門工事業者は景気が低迷し、経営環境が悪化している。

建設躯体工事業者も低賃金・長時間労働が恒常化し、多くの業者が厳しい状態に置かれている。

よって、福利厚生費等の必要コストまで削減しなければならず、本来負担すべき「雇用」「健康」「年金」の事業主負担を適正に負担することが困難な状況が長年続いている。

その結果、躯体技能工の離職と若手入職者の減少により、技能工の高齢化が進み、今後は、技能伝承が途絶する危機を迎えている。

この情態を鑑み(社)日本建設躯体工事業団体連合会（以下 日本躯体と称す）は、専門工事業者としての責務と役割を果たすため、建設労働者が安心して働ける職場の改善を図るため、社会保険加入促進の対策を構築致して参ります。

そのための経費を別枠支給して頂けるように、建設関係・各省庁・元請等に強く働きかけて参ります。

3. 取組みの概要

(1) 期間の設定

国土交通省（建設業戦略会議）の計画と同様に、平成24年度から平成29年度までの5年間で致します。

①第一期 平成24年9月～平成26年8月

②第二期 平成26年9月～平成29年8月

4. 保険加入状況

- (1) 平成23年度建設業従事者に関する社会保険等の加入状況についてのアンケート調査表は次の通りである。

①(社)日本建設躯体工事業団体連合会(会員用) (別表1)

②日本躯体会員会社の二次業者の状況 (別表2)

5. 自主的な取組促進

(1) 日本軀体の社会保険加入促進委員会の設置

委員長 才賀清二郎	委員	委員
委員	委員	委員

(2) 委員会で第一期平成24年9月～平成26年8月迄の実施すべき事業の綱領を決める。

(3) 主な実施項目

①平成24年度建設業従事者に関する社会保険・労働条件等の加入状況についてのアンケート

調査表(その1)(その2)(その3)を実施する (別表3)

- a. 実施期間:平成24年9月24日～平成24年10月2日 〆切
- b. 発送枚数:84社
- c. 集計期間:平成24年10月～11月(アンケート分析)
- d. 結果発表:国土交通省・関係団体へ資料を提供する

(平成24年11月末日予定)

②労務賃金及び諸経費調査の実施 (別表4)

標準見積書作成の基礎データをまとめるため、労務賃金及び諸経費調査を行う。
(日本軀体会員の地区別・労務単価を経営実態調査により、平均的労働単価を算出するものである)

- a. 実施期間:平成24年9月24日～平成24年10月2日 〆切
- b. 集計期間:平成24年10月～11月(アンケート分析)
- c. 結果発表:国土交通省・関係団体へ資料を提供する

(平成24年11月末日予定)

③社会保険加入促進関連資料の配布

日本軀体会員に対して、社会保険加入の啓蒙を図るため国土交通省等発行の資料を配布し促進を図る

また、日本軀体のホームページを活用し、未加入会員に対して加入促進を図る。

④「軀体四季報」で社会保険加入促進をPRする

日本軀体発行の「軀体四季報」1月・8月発刊で、社会保険加入促進をPRする。

⑤社会保険加入促進を図るため講習会を開催

社会保険加入を促進するため、加盟団体別に加入促進の講習会を国土交通省とタイアップして実施する。(希望団体)

⑥社会保険加入手続指導の実施

加入手続きに不慣れな会員企業に対して事務的な支援をする。

⑦社会保険加入のための経営指導・診断の実施

保険加入のために経営の合理化推進を図るための経営指導・診断を行う。

(希望会員)

⑧建設専門工事業団体と連携を図る

(社)建設産業専門団体連合会及び他の団体と連携を深め、情報交換を密にして保険加入促進について交流をする。

⑨標準見積書の作成

日本軀体会員に於ける、社会保険等の法定福利費の別枠明示をする「第一次標準見積書」を策定し、その活用を順次周知徹底する。

⑩法定福利費別枠支給の原資の確保

元請企業が過剰な価格競争をなくし、専門工事業が適正な原資を確保して、社会保険加入の事業主負担が出来るよう建設関係省庁・元請等に対して意見を発信する。

⑪その他

6. 第二期に向けた対策

平成24年度～26年度の第一期の取組内容と実績を見据えて、その検証をして第二期の取組の詳細を決定する。

1. 自主的な取組促進

(1) 日本軀体の社会保険加入促進委員の再編成

委員長	才賀清二郎	委員	委員
委員		委員	委員

(2) 委員会で第一期24年9月～平成26年8月迄の実施結果と効果等を検討する。

- ①会員企業の加入状況をアンケート調査し、個別に指導し周知啓発をする。
- ②会員企業に一次・二次の協力会社に周知徹底する取組を要請する。
- ③会員企業の加入状況調査結果に基づき計画を変更するなどの措置を取る。
- ④国土交通省・元請を始め各種団体と連携し、専門工事業団体が一致団結する方法を強化する。
- ⑤加入促進を適正に進めるために、国土交通省・元請等に次の事項を要請する。
 - a. 適正な工期の確保
 - b. 極度な低価格入札の禁止
 - c. 元請の過度な安値受注（ダンピング）の防止対策
 - d. 労務費・法定福利費を含む適正見積書の採用を要請する。
 - e. 法定福利費が適正に建設労働者に流れる仕組みの構築を要請する。

(3) 会員企業に要請する事項

- ①公共発注者・民間発注者に対する法定福利費の別枠支給を要請する。
- ②適正な契約の締結・施工体制の確立・雇用・労働条件の改善・福利の充を図る。
- ③不当に低い請負代金の禁止の徹底を図る。
 - a. (不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三

注文主は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

b. (建設工事の見積り等)

第二十条

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を提示しなければならない。

3 (略)

(4) 「第一期標準見積書」の普及の実態を把握して利用方法・効果等を調査し、改訂版を作成しより徹底を図る。

(5) その他 (必要事項の実施)

